

第7編 公園緑地編

第1章 基盤整備

第1節 適用

1. 本章は、公園緑地工事における施設撤去工、敷地造成工、植栽基盤工、法面工、公園カルバート工、擁壁工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
2. 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

請負人は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と**協議**しなければならない。

日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書	(令和元年度版)
日本道路協会	道路土工要綱	(平成21年6月)
日本道路協会	道路土工－軟弱地盤対策工指針	(平成24年8月)
日本道路協会	道路土工－盛土工指針	(平成22年5月)
日本道路協会	道路土工－切土工・斜面安定工指針	(平成21年7月)
日本道路協会	道路土工－擁壁工指針	(平成24年9月)
日本道路協会	道路土工－カルバート工指針	(平成22年4月)
日本道路協会	道路土工－仮設構造物工指針	(平成11年3月)
国土交通省	建設副産物適正処理推進要綱	(平成14年11月)
土木研究センター	建設発生土利用技術マニュアル	(平成25年12月)
地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	(平成24年5月)
(社)全国特定法面保護協会	のり枠工の設計施工指針	(平成25年10月)

第3節 施設撤去工

7-1-3-1 一般事項

1. 本節は、施設撤去工として構造物取壊し工、公園施設撤去工、移設工、伐採工、伐開工、発生材再利用工その他これらに類する工種について定める。
2. 請負人は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、第1編1-1-1-20建設副産物の規定によらなければならない。
3. 請負人は、殻、発生材などの処理を行う場合は、関係法令に基づき適正に処理するものとし、殻運搬処理及び発生材運搬を行う場合は、運搬物が飛散しないように、適切な処置を行わなければならない。
4. 請負人は、殻及び発生材の受入れ場所及び時間について、**設計図書**に定めのない場合は、監督員の**指示**を受けなければならない。

7-1-3-2 構造物取壊し工

1. 構造物取壊し工の施工については、第3編3-2-9-3構造物取壊し工の規定による。
2. 請負人は、舗装版切断の施工については、コンクリートカッターにより行うものとするが、これ以外の切断の場合は監督員の**承諾**を得なければならない。

なお、舗装版切断の施工については、工事完了後の見映えに留意し、整然とした直線に切断しなければならない。

7-1-3-3 公園施設撤去工

1. 請負人は、公園施設の撤去については、既存の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。
2. 請負人は、**設計図書**に表示のない工作物、地下埋設物及び**設計図書**に示された内容と異なる工作物の撤去が必要となる場合は、監督員と**協議**しなければならない。

7-1-3-4 移設工

1. 移設工の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 請負人は、移設工の施工については、撤去移設対象箇所を撤去移設後、土砂で埋戻さなければならない。また、撤去移設時に既設構造物に破損が生じた場合は、監督員の**指示**に従い、速やかに原形復旧しなければならない。
 - (2) 請負人は、移設物の設置については、設置箇所及びその周辺を、危険防止のため地表面下とも、がれきなどの障害物を除去した後、水はけ良く地ならしして十分転圧しなければならない。

- (3) 請負人は、移設物の設置については、地盤高に注意し、水平でねじれないように施工しなければならない。
- (4) 請負人は、移設する施設については、設置から工事完了までの期間、危険防止のため、仮囲いをし、安全措置をとらなければならない。
 - 2. 請負人は、景石移設の施工については、石材の運搬にあたり、表面を損傷しないようにしなければならない。
 - 3. 請負人は、景石の据付については、**設計図書**に示されていない場合は、石の大きさ、形、色合いを四方から観察して仮据えし、石の位置、向き、深さなどについて監督員と**協議**のうえ、本据えを行わなければならない。

7-1-3-5 伐採工

- 1. 請負人は、高木伐採及び中低木伐採の施工については、樹木の幹を現況地盤際で切断するとともに主枝を切断のうえ、運搬可能な形状に揃え、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、**設計図書**に示されていない場合は、監督員と**協議**のうえ、所定の場所に集積しなければならない。
- 2. 請負人は、枯損木処理の施工については、枯損木の幹及び主枝を切断のうえ、運搬可能な形状に揃え、建設発生木材として処分しなければならない。

また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、**設計図書**に示されていない場合は、監督員と**協議**のうえ、所定の場所に集積しなければならない。
- 3. 請負人は、高木伐採、中低木伐採、枯損木処理の施工については、近接する架線、付近に駐車中の車などに損傷を与えぬよう注意しなければならない。
- 4. 請負人は、抜根の施工については、主要な根株を切断、掘取のうえ撤去し、根株を掘り取った穴は、土砂で埋め戻さなければならない。
- 5. 請負人は、抜根終了後、監督員の**確認**を得た後に次の作業に着手しなければならない。
- 6. 請負人は、発生木材処分の施工については、**設計図書**に示されていない場合は、監督員と**協議**しなければならない。

7-1-3-6 伐開工

- 1. 請負人は、人力伐開、機械伐開除根の施工については、現況地盤に近い位置で樹木の伐開を行わなければならない。
- 2. 請負人は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、**設計図書**によるものとするが、これに示されていない場合には、監督員と**協**

議して処理するものとする。

なお、これによりがたい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

3. 請負人は、**設計図書**に示されない場合は、表1-1に従い施工しなければならない。

表 1 - 1 伐開除根作業

区 分	種 別			
	雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木
盛土高 1 m を越える場合	地面で刈り取る	除去	抜根除去	同左
盛土高 1 m 以下の場合	根からすきとる	〃		

また、請負人は、表1-1の盛土高 1 m を越える場合であっても、根株が将来腐食して、盛土、構造物の基礎、地下埋設物などに影響を及ぼすおそれがある場合は、監督員と**協議**しなければならない。

4. 請負人は、伐開除根終了後、監督員の**確認**を得た後に次の作業に着手しなければならない。
5. 請負人は、発生木材処分の、施工については、**設計図書**に示されていない場合は、監督員と**協議**しなければならない。

7-1-3-7 発生材再利用工

1. 請負人は、発生材再利用工の施工については、**設計図書**に示されていない場合は、監督員と**協議**のうえ、建設発生木材を専用の粉砕機にて再利用の目的に合った大きさに粉砕処理しなければならない。
2. 請負人は、木チップ加工の施工については、チップ材が飛散しないように留意し、周辺を汚さないようにしなければならない。

第4節 敷地造成工

7-1-4-1 一般事項

本節は、敷地造成工として表土保全工、整地工、掘削工、盛土工、路床盛土工、法面整形工、残土処理工、路床安定処理工その他これらに類する工種について定める。

7-1-4-2 表土保全工

1. 表土保全工は、植栽に適した肥沃な表土を植栽用土壌として確保するために実施するものである。
2. 請負人は、表土掘削の施工については、**設計図書**によるものとするが、

これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

3. 請負人は、表土運搬の施工については、**設計図書**に示された場所に運搬するものとするが、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
4. 請負人は、表土の仮置が必要な場合は、乾燥防止、雨水などによる養分流出防止、風による飛散防止などの処理を行い、表土を堆積して保管しなければならない。
5. 請負人は、表土を堆積して保管する場合は、堆積高さ、表面の養生について監督員の**指示**によらなければならない。

7-1-4-3 整地工

1. 請負人は、整地の施工については、残材、転石などを除去し不陸のないよう、地ならしを行わなければならない。
2. 請負人は、整地の施工については、滞水しないように排水勾配をとらなければならない。
3. 請負人は、整地の施工については、敷地内の汚水桝に雨水が流入することのないようなじみ良く仕上げなければならない。
4. 請負人は、整地の施工については、工事範囲と現況地盤とのすり合わせに、不陸がないようなじみ良く仕上げなければならない。

7-1-4-4 掘削工

掘削工の施工については、第1編1-2-4-2掘削工の規定による。

7-1-4-5 盛土工

盛土工の施工については、第1編1-2-4-3路体盛土工の規定による。

7-1-4-6 路床盛土工

1. 路床盛土工の施工については、第1編1-2-4-4路床盛土工の規定による。
2. 路床とは盛土部においては、盛土仕上り面下、掘削（切土）部においては掘削仕上り面下1m以内の部分进行う。
路体とは、盛土における路床以外の部分进行う。

7-1-4-7 法面整形工

法面整形工の施工については、第1編1-2-4-5法面整形工の規定による。

7-1-4-8 残土处理工

残土处理工の施工については、第1編1-2-3-7残土处理工の規定による。

7-1-4-9 路床安定処理工

路床安定処理工の施工については、第3編3-2-7-2路床安定処理工の規定による。

第5節 植栽基盤工

7-1-5-1 一般事項

1. 本節は、植栽基盤工として透水層工、土層改良工、土性改良工、表土盛土工、人工地盤工、造形工その他これらに類する工種について定める。
2. 植栽基盤工は、植栽地を植物の生育にふさわしい地盤（これを植栽基盤という）に改良、整備するために行うものであり、請負人はこの趣旨を踏まえて施工しなければならない。

なお、植物の生育にふさわしい地盤は、透水性・保水性・排水性を合わせ持ち、植物の根が容易に伸長できる土層の厚さ・広がり・硬さを有するとともに、根の伸長に障害を及ぼす有害物質を含まず、植物の生育に適した酸度及び養分を有している土壤などで構成する地盤のこととする。

3. 請負人は、植栽基盤工の施工に先立ち、必要に応じて現場透水性及び採取土の透水性、土壤硬度及び酸度などの試験を行わなければならない。

なお、試験方法は、**設計図書**によるものとする。

7-1-5-2 材料

1. 表土盛土工及び人工地盤工で使用する土については、植栽する植物の生育に適した土壤で、植物の生育に有害なごみ、きょう雑物、がれきを含まないものとする。
2. 土性改良工で使用する土壤改良材については、以下の規格に合格したもの、または、これと同等品以上の品質を有するものとし、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。
 - (1) 土壤改良材については、粒状・粉状・液状などそれぞれの本来の形状を有し、異物及びきょう雑物の混入がなく、変質していないものとする。

また、それぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れてあり、包装あるいは容器が損傷していないものとする。
 - (2) 無機質土壤改良材については不純物を含まないものとする。

このうち、発泡剤は黒曜石、または真珠岩を高温焼成したもので、粒径4～25mmのものとする。
 - (3) 有機質土壤改良材（日本バーク堆肥協会：A級または、全国バーク堆肥工業会：1級）については、樹皮に発酵菌を加えて完熟させたものであり、品質、規格は表1-2を標準とする。

表1-2 有機質土壌改良材（日本パーク堆肥協会：

A級または、全国パーク堆肥工業会：1級）の標準規格（参考）

項 目	範 囲
有機物含量	70%以上
全窒素含量	1.2%以上
全リン酸含量	0.5%以上
全カリ含量	0.3%以上
C/N比（炭素比）	35以下
P H	5.5～8.0
陽イオン交換容量	70me/100 g 以上
含水率（水分）	60±5%
幼植物試験	異常を認めない

- (4) 有機質土壌改良材（泥炭系）については、泥炭類であるピートモス、ピートなどを主としたもので、有害物その他が混入していないものとする。
- (5) 有機質土壌改良剤（下水汚泥コンポスト）については、下水汚泥を単独あるいは植物性素材とともに発酵させたものとし、有害物が混入していないものとする。
- (6) パーク堆肥、泥炭系及び下水汚泥コンポスト以外の有機質土壌改良材については、不純物を含まないものとする。
- (7) 混合(A)及び混合(B)は、表1-3の配合とする。

表1-3 混合（A）及び混合（B）の配合 1㎡当たり

	有機質土壌改良材 （泥炭系）	有機質土壌改良材 （パーク堆肥）	発泡剤 黒曜石または真珠 岩
混合(A)	0.333 リットル		0.667 リットル
混合(B)		0.167 kg	0.666 リットル

3. 土性改良工で使用する肥料については、以下の規格に適合したもの、または、これと同等以上の品質を有するものとし、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。

- (1) 有機肥料については、油かす、牛ふん、鶏ふんなど、それぞれの素材を肥料成分の損失がないよう加工されたもので、有害物その他が混入し

ていない乾燥したものとする。

(2) 化学肥料については、粒状・固形・結晶などそれぞれの本来の形状を有し、きょう雑物の混入していないものとし、それぞれ指定の肥料成分を有し、変質していないものとする。

(3) その他肥料については、それぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れ、商標または、商品名・種類（成分表）・製造年月日・製造業者名・容量を明示するものとする。

7-1-5-3 透水層工

1. 開渠排水は、植栽基盤の周辺に溝を設置し、地表水の排水を図るとともに、外部からの地表水の流入を防ぐ方法とする。

暗渠排水は、植栽基盤下部に中空の管などを設置し、これにより地中水を排水する方法とする。

縦穴排水は、植栽基盤の不透水層がある植栽樹木の周辺に縦に穴を掘り、その中に管などを挿入し、透水性及び通気性の改善を図る方法のこととする。

2. 請負人は、開渠排水の施工については、滞水が生じないように留意して施工しなければならない。

3. 請負人は、暗渠排水及び縦穴排水の施工については、施工前に雨水排水平面図だけでなく、関連する植栽平面図を参考に、排水管の位置、高さについて**確認**しなければならない。

4. 請負人は、**設計図書**に示された以外の場所に滞留水などによる植栽樹木への悪影響のおそれが見込まれる場合には、監督員に**報告**し、**指示**を受けなければならない。

5. 請負人は、開渠排水、暗渠排水、縦穴排水の施工については、地下埋設物の**確認**を行い、電線管、ガス管などに損傷を与えないようにしなければならない。

7-1-5-4 土層改良工

1. 普通耕は、植栽基盤の表層部分を通常20cm程度、耕起することにより、土壌の団粒化、通気性、透水性を改良し、有効土層を拡大することとする。

深耕は、深い有効土層（通常40～60cm）を必要とする場合に行う植栽基盤の表層耕起のこととする。

混層耕は、植栽基盤の表層部と下層部の土壌の性質が異なる場合、混合耕耘により有効土層を確保し、土層構造の連続性を持たせることとする。

心土破碎は、土壌硬度が高く耕起や混層耕を実施することが難しい場合や、通気性、透水性が極端に悪い場合に、下層の硬い層を破碎し、土質を

改善することとする。

2. 請負人は、普通耕、深耕、混層耕、心土破碎の施工については、**設計図書**によるものとし、過度の締固めを行わないようにしなければならない。
3. 請負人は、土壌構造を不良にする場合があるため、降雨直後には耕起を行ってはならない。
4. 請負人は、耕起回数の設定については、土壌条件、設計意図を考慮して、締固めの弊害が大きくなるように設定しなければならない。

また、請負人は、耕起回数が設定しがたい場合は、試験施工などを行い、**設計図書**に関して監督員と**協議**のうえ、回数設定を行わなければならない。

7-1-5-5 土性改良工

1. 土性改良は、植栽基盤の物理性の改良を図ることとする。
中和剤施用は、植栽基盤の化学性の改良を図ることとする。
除塩は、塩類濃度の高い土壌を植栽基盤として使用可能な状態にすることとする。
2. 請負人は、土性改良の施工については、改良効果が十分に発揮されるよう土壌改良材などを植栽基盤土壌に均一に混合しなければならない。
3. 請負人は、中和剤施用については、中和効果が十分に発揮されるよう中和剤などを植栽基盤土壌に均一に混合しなければならない。
4. 除塩の施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、以下の各号の規定による。
 - (1) 請負人は、土壌の種類に対応した工法を選定しなければならない。
 - (2) 請負人は、土壌がヘドロである場合は、土壌が乾燥した時に耕耘を行い、乾燥、風化を促進させ、排水処理を施した後、早期に除塩効果を上げるため散水を行わなければならない。また、排水処理については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
5. 請負人は、施肥については、**設計図書**に示す種類と量の肥料を過不足なく施用しなければならない。

7-1-5-6 表土盛土工

1. 表土盛土工の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 請負人は、表土盛土材を仮置する場合は、表土盛土堆積地の表面を短辺方向に沿って3%~5%程度の表面排水勾配を設け、また、端部の法面勾配は1:1.8未満としなければならない。
 - (2) 請負人は、敷均した表土と下層土とのなじみを良くするため、粗造成面をあらかじめ耕起し、植物の生育に有害なものを取り除いたうえで、

設計図書に示された仕上がり厚となるようにしなければならない。

2. 請負人は、表土盛土堆積地の崩壊防止、飛砂防止のため、表土盛土表面部分の締固め、表面安定処理、種子吹付などの表面保護に配慮しなければならない。

3. 請負人は、流用表土及び発生表土、採取表土、購入表土の搬入時に、表土の品質の**確認**を行わなければならない。

なお、還元状態の進行や物理性の劣化など、堆積期間中の性状の劣化が認められた場合は、監督員の**承諾**を得て、酸化剤あるいはばっ気による酸化の進行、通気、透水性の改良などの処理を行わなければならない。

7-1-5-7 人工地盤工

1. 請負人は、人工地盤排水層の施工については、**設計図書**に示された仕上がり厚となるように施工しなければならない。

2. 請負人は、フィルターの施工については、フィルターの破れなどを**確認**し、すき間や折れのないように施工しなければならない。

3. 請負人は、人工地盤客土の施工にあたり、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 請負人は、**設計図書**に示された種類の客土材を使用し、これに示された仕上がり厚となるように施工しなければならない。

(2) 請負人は、客土材が飛散しないように留意し、周辺を汚さないようにしなければならない。

7-1-5-8 造形工

1. 築山は、平坦な敷地景観に変化を与えるために小さな山を作り、修景的な起伏を与える景姿作業のこととする。

2. 表面仕上げは、締固め作業の一環として、平面に盛土表面の不陸をとること、または、緩やかな起伏をつける修景的な整形仕上げ作業のこととする。

3. 請負人は、表面仕上げの施工については、残材、転石などを除去し、平面部と起伏部がなじむよう、修景的配慮をしなければならない。

4. 築山の施工については、以下の各号の規定による。

(1) 請負人は、**設計図書**に基づき位置、高さを設定し、周囲の条件に従って景姿の修正を行いながら仕上げなければならない。

(2) 請負人は、築山の表面仕上げにあたっては、締め固めすぎないように施工し、各種の排水施設の位置及び表面排水勾配を十分考慮して仕上げなければならない。

(3) 請負人は、監督員の**指示**する主要な部分の施工図を作成し、監督員に

提出しなければならない。

第6節 法面工

7-1-6-1 一般事項

1. 本節は、法面工として法面ネット工、法枠工、編柵工、植生工、かご工その他これらに類する工種について定める。
2. 請負人は、法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編」(日本道路協会、平成21年6月)「道路土工盛土工指針5-6 盛土のり面工の施工」(日本道路協会、平成22年4月)「のり枠工の設計・施工指針第8章吹付枠、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。

7-1-6-2 材料

請負人は、法面ネット工の施工に使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

7-1-6-3 法面ネット工

1. 埋設ネットは、法面上に金網を張り、その上に植生基材吹付工を行い、金網によって客土層を保持することとする。
被覆ネットは、植生工を施工した後、その上から金網で被覆し、植物の崩落を防止することとする。
樹脂ネットは、植生工を施工した後、その上から樹脂性のネットで被覆し、植物の崩落を防止することとする。
2. 請負人は、法面ネット工の施工については、ネットの境界にすき間が生じないようにし、ネットの荷重によってネットに破損が生じないようにネットを取り付けなければならない。
3. 埋設ネット及び被覆ネットの施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 請負人は、ネットの金網を法面の凹凸に合わせてなじみ良く張り、金網の継目は編み込みとして金網の連続性が失われないように施工しなければならない。
 - (2) 請負人は、法面に凹凸が多い場合は、アンカーピンを割り増しするとともに、座金付コンクリート釘を使用して確実に留めなければならない。
 - (3) 請負人は、法肩部では巻き込みを十分に行わなければならない。
なお、軟質な土壌などで固定できない場合は、アンカー長、本数など

を監督員と**協議**しなければならない。

7-1-6-4 法枠工

法枠工の施工については、第3編3-2-14-4法枠工の規定による。

7-1-6-5 編柵工

1. 編柵は、不安定な土砂の流失を防止することを目的とし、樹脂製のネットなどを斜面上に等高線状または階段状に設置することとする。
2. 請負人は、段切りを行う法面での編柵の施工については、段切りよりも前に編柵を施工してはならない。
3. 請負人は編柵の材料については、**設計図書**に示された材料で全部まかなえない場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得てほかの材料を混用することができる。
4. 請負人は、編柵の施工については、粗朶の編み上げは緩みのないように上から締め付けながら行い、最上端の2本は十分ねじりながら、もしくは鉄線で緊結し抜けないように仕上げなければならない。
5. 請負人は、樹脂製の編柵の色については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

7-1-6-6 植生工

植生工の施工については、第3編3-2-14-2植生工の規定による。

7-1-6-7 かご工

かご工の施工については、第3編3-2-14-7かご工の規定による。

第7節 公園カルバート工

7-1-7-1 一般事項

1. 本節は、公園カルバート工として作業土工（床掘り・埋戻し）、場所打函渠、プレキャストカルバート工その他これらに類する工種について定める。
2. 公園カルバート工の施工については、第6編第1章第7節カルバート工の規定による。

第8節 擁壁工

7-1-8-1 一般事項

1. 本節は、擁壁工として作業土工（床掘り・埋戻し）、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、小型擁壁工、水替工、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積工その他これらに類する工種について定める。
2. 請負人は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工－擁壁工指針5-11・6-10施工一般」（日本道路協会）及び土木構造物標準設計第2巻解説書

4. 3施工上の注意事項（全日本建設技術協会）の規定の規定による。これにより難い場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。

7-1-8-2 材料

1. 石積工の間知石、割石、割角石、割板石、切角石、切板石については、以下の規格に適合したもの、または、これと同等品以上の品質を有するものとする。

JIS A 5003（石材）

2. 石積工の石材については、以下の各号の規定による。

（1）請負人は、**設計図書**に示された石材の大きさ及び形状を用いるとともに、色合いに留意し、割れ、欠けなどの欠点のないものを選定しなければならない。

（2）請負人は、現場搬入前に写真または見本品を監督員に**提出**しなければならない。

（3）請負人は、**設計図書**に示されていない場合で、修景的配慮が材料に必要と考えられる場合は、施工前に品質、数量証明書、その材料を使用した施工図を作成し、監督員の**承諾**を得なければならない。

7-1-8-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

7-1-8-4 場所打擁壁工

場所打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋、鉄筋コンクリートの規定による。

7-1-8-5 プレキャスト擁壁工

プレキャスト擁壁工の施工については、第3編3-2-15-2プレキャスト擁壁工の規定による。

7-1-8-6 小型擁壁工

小型擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。

7-1-8-7 水替工

水替工の施工については、第3編3-2-10-7水替工の規定による。

7-1-8-8 コンクリートブロック工

コンクリートブロック工の施工については、第3編3-2-5-3コンクリートブロック工の規定による。

7-1-8-9 緑化ブロック工

緑化ブロック工の施工については、第3編3-2-5-4緑化ブロック工

の規定による。

7-1-8-10 石積工

1. 石積工の施工については、以下の各号の規定による。

- (1) 石積工の施工については、第3編3-2-5-5石積(張)工の規定による。
- (2) 請負人は、石積工の施工については、設計意図を十分理解したうえで施工しなければならない。
- (3) 請負人は、材種、形状、色合い、周囲との取り合いなどを十分考慮し、積み模様、張り模様に修景的配慮をしなければならない。
- (4) 根石は、石積最下部に据えられ、上部の石の重量を受ける石のこととする。

天端石は、石積頂部に据えられる2面あるいは3面の見え掛かり面を持つ石のこととする。

笠石は、石積頂部に据えられる平らな加工石で、稜線の通るものとする。

- (5) 請負人は、根石、天端石、笠石に考慮し、上に載せる石を想定して施工しなければならない。
 - (6) 合端は、石材と石材が接触する部分とする。
 - (7) 請負人は、目地、合端に植物を植栽する場合には植栽スペースを確保しなければならない。
2. 請負人は、石積工の石材の運搬については、石材の表面を損傷しないように十分留意しなければならない。
3. 請負人は、石積工の土ぎめの施工については、土が十分締固まるように丁寧に施工しなければならない。
4. 請負人は、石積工の裏込コンクリート及び目地モルタルの施工については、石の表面を汚さないように施工しなければならない。
5. 請負人は、石積工の天端石、笠石、端部の留め石の施工については、天端や笠部、端部以外の部分に使用する石よりも大きい石を選択し、使用しなければならない。

なお、留め石は、石積端部に据えられる石のこととする。

6. 練石積工の伸縮目地及び水抜管の施工については、以下の各号の規定による。
- (1) 請負人は、伸縮目地の施工については、**設計図書**に示された位置に施工し、修景的配慮をしなければならない。
 - (2) 請負人は、伸縮目地の施工については、石積延長20m以内に1ヶ所伸

縮目地を設置し、特に地盤の変化する箇所、石積高さが著しく異なる箇所または、石積の構造が異なる箇所には伸縮目地を設け、基礎部まで切断しなければならない。

- (3) 請負人は、水抜管の施工については、3 m²以内に1箇所の割合で、千鳥に設置しなければならない。

ただし、湧水などのある箇所の処理方法については、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

7. 崩れ積の施工については、以下の各号の規定による。

- (1) 崩れ積は、野面石を用いた石積で、下段の石の裏側に上段の石を差し込むようにして積み上げるもののことで、積み上げた石の表面が不揃いで変化に富むものとする。

(崩れ積)

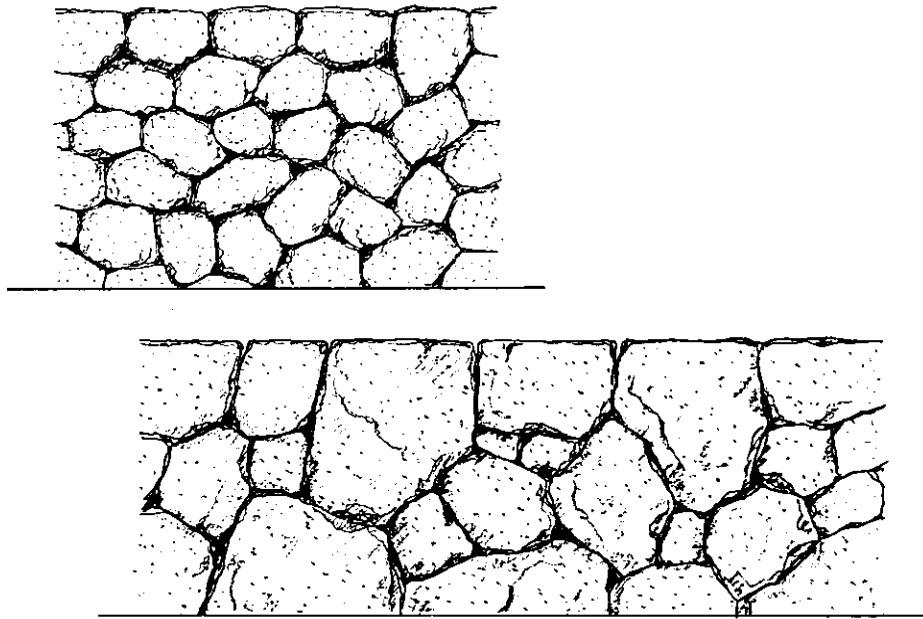


- (2) 請負人は、崩れ積の施工については、石と石が2点以上かみ合うように施工しなければならない。

8. 面積の施工については、以下の各号の規定による。

- (1) 面積は、野面石を用いた石積で、大きさの異なる石材を、表面が平らになるように修景的配慮を加えながら、面を合わせて積み上げるもののことで、原則として、表面の加工は加えないものとする。

(面積)



(2) 請負人は、面積の天端石の施工については、天端石には稜線の出るような石を採用しなければならない。

(3) 請負人は、飼石、詰め石が多くなならないように配慮して施工しなければならない。

9. 玉石積の施工については、以下の各号の規定による。

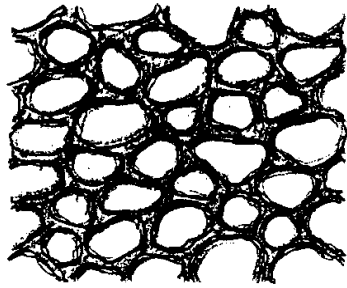
(1) 玉石積みは、大きさの揃った玉石を用いた石積で、目地が上下に通らないように積み上げるもののことで、伝統的な積み方には、小口積、長手積または布積、矢羽積などがあるが、現在では均質な石材の入手が困難なため、標準積のような積み模様となるものとする。

(2) 請負人は、玉石積の施工については、石同士がかみ合うように施工しなければならない。

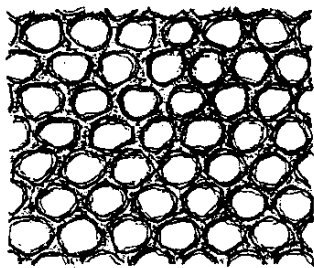
10. 野面小端積の施工については、以下の各号の規定による。

(1) 野面小端積は、野面小端石を用いた石積で、厚みの異なる大小の野面小端石材を、小口が見えるように修景的配慮を加えながら組み合わせて積むものとする。

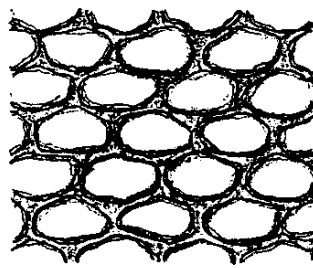
(玉石積)



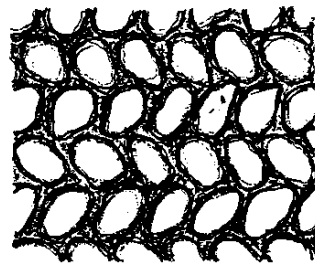
〔標準積〕



〔小口積〕

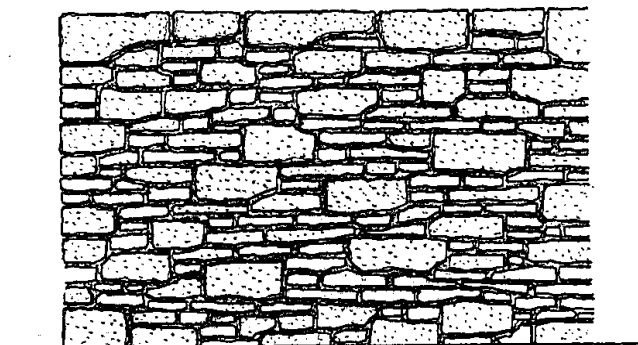


〔長手積〕



〔矢羽積〕

(野面小端積)

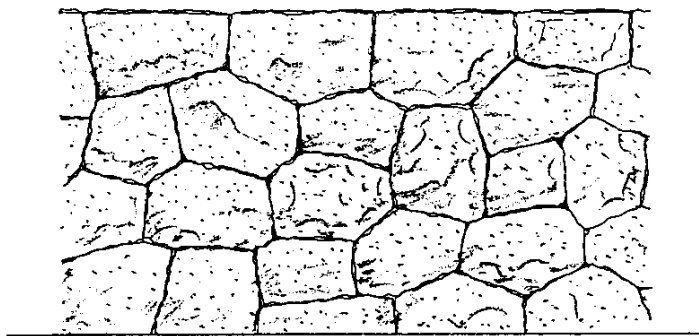


(2) 請負人は、野面小端積の施工については、修景的配慮を加えて水平目地を強調するように配慮し、野面小端石を大小组み合わせて施工し、個々の石の稜線、石の角に配慮して施工しなければならない。

11. 修景割石積の施工については、以下の各号の規定による。

(1) 修景割石積は、割石や割角石を用いた石積で、大きさの異なる大小の石材を選別し、修景的配慮を加えながら組み合わせ、面を揃えて積み上げるものとする。

(修景割石積)

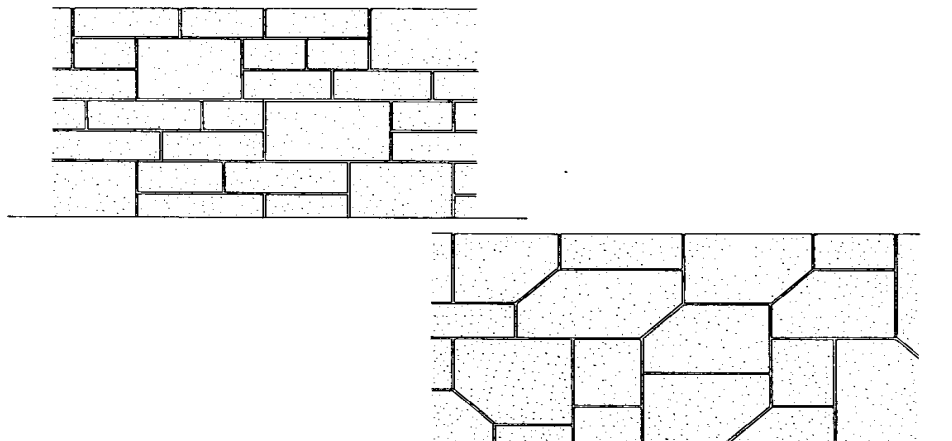


(2) 請負人は、天端石のある場合は、天端石に天端以外の部分に使用する石よりも大きい石材を使用し、稜線が通るように施工しなければならない。

12. 修景切石積の施工については、以下の各号の規定による。

(1) 修景切石積は、切角石を用いた石積で、大きさの異なる大小の切石材を修景的配慮を加えながら組み合わせ、面を揃えて積み上げたものとする。

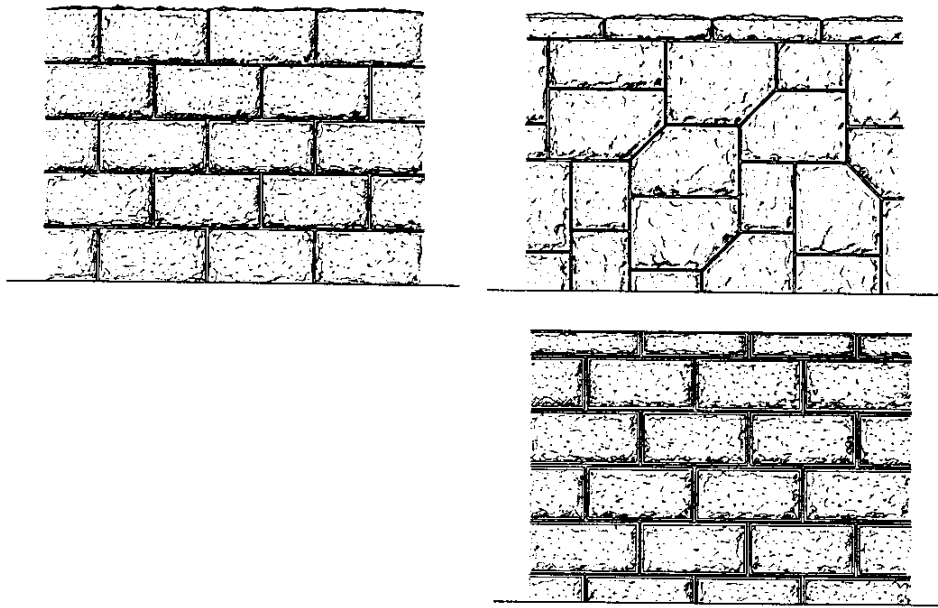
(修景切石積)



13. こぶだし石積の施工については、以下の各号の規定による。

(1) こぶだし石積は、割角石を用いた石積で、割角石の割肌の合端をすりあわせることにより、面がこぶ状になるものとする。

(こぶだし石積)

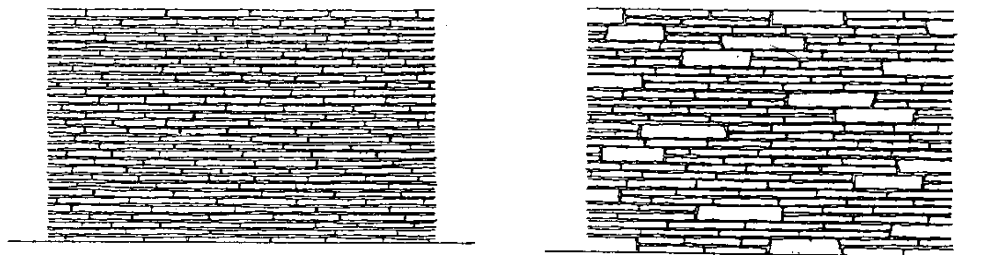


(2) 請負人は、こぶだし石積の修景要素として重要な目地については、修景的配慮を加えて施工しなければならない。

14. 割小端積の施工については、以下の各号の規定による。

(1) 割小端積は、割小端石を用いた石積で小口が見えるように水平に積み上げたものとする。

(割小端積)



(2) 請負人は、天端石のある場合は、天端石に大きい石材を使用し、稜線が通るように施工しなければならない。

(3) 請負人は、石材の形状寸法や石種が異なるものを混合して積む場合は、割小端石の大小や石種の混ぜ具合について修景的配慮を加えて施工しなければならない。

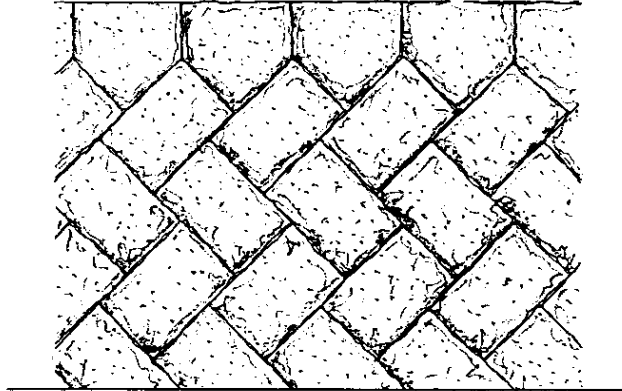
15. 間知石積、雑割石積、割石積の施工については、以下の各号の規定による。

(1) 間知石積は、間知石を用いた石積のこととする。

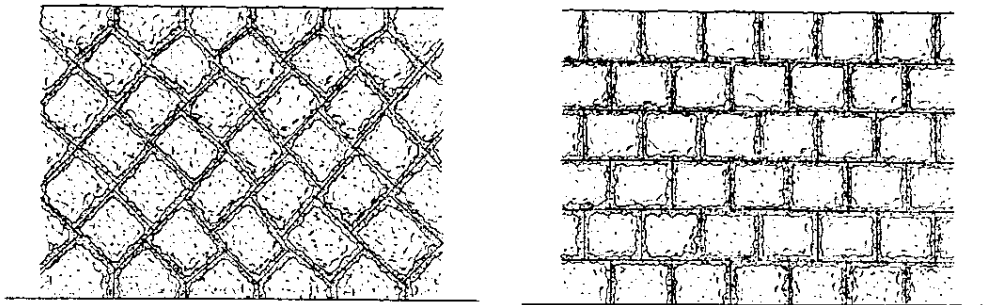
雑割石積は、雑割石を用いた石積のこととする。

割石積は、割石を用いた石積のこととする。

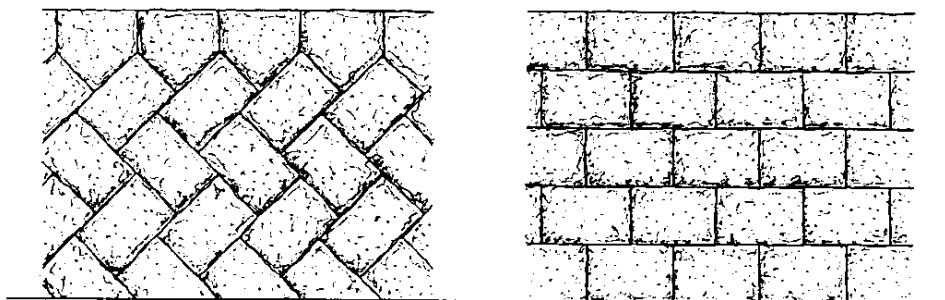
(間知石積)



(雑割石積)



(割石積)



(2) 請負人は、合端については現場加工を行わなければならない。

第2章 植栽

第1節 適用

1. **本章は**、公園緑地工事における植栽工、移植工、樹木整姿工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
2. 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

請負人は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と**協議**しなければならない。

日本公園緑地協会：都市公園技術標準解説書 (令和元年度版)

日本緑化センター 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説
(平成21年2月)

建設省 都市緑化における下水汚泥の施用指針 (平成7年9月)

日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (平成28年3月)

第3節 植栽工

7-2-3-1 一般事項

1. 本節は、植栽工として高木植栽工、中低木植栽工、特殊樹木植栽工、地被類植栽工、播種工、花壇植栽工、樹木養生工、樹名板工、根囲い保護工その他これらに類する工種について定める。
2. 請負人は、樹木等（樹木または地被植物）が工事完成引渡し後に、施設管理者が適切な管理をした場合において、1年以内に植栽したときの状態で枯死または形姿不良となった場合は、当初植栽した樹木等と同等またはそれ以上の規格のものに植え替えなければならない。

ただし、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、地すべり、落雷、火災、騒乱、暴動等の天災により流失、折損、倒木した場合にはこの限りではない。

枯死または形姿不良の判定にあたっては、監督員と請負人が**立会**うものとし、植替えの時期については、監督員と**協議**するものとする。

なお、枯死または形姿不良とは、枯枝が樹冠部のおおむね3分の2以上となった場合、または通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となるものを含むものとする。

3. 請負人は、植栽する樹木等の枯損等を防ぐため、搬入日に植え付けられるようにしなければならない。

なお、これにより難しい場合は、根鉢が乾燥しないように、こもまたはむしろ等で養生し、期間が半日以上に及ぶ場合は、監督員と協議するものとする。

4. 請負人は、植付けや掘り取りに機械を使用する場合は、植栽地や苗圃等を締め固めないように注意し、やむを得ず締め固めたときは耕耘等により現状に戻さなければならない。

7-2-3-2 材料

1. 樹木は、「国土交通省公共用緑化樹木品質寸法規格基準（案）」の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

- (1) 寸法は設計図書によるものとし、品質は表2-1品質規格表（案）〈樹姿〉、表2-2品質規格表（案）〈樹勢〉によるものとする。

なお、設計図書に示す寸法は原則として最低値を示すものとする。

- (2) 樹木の品質寸法規格に関する用語の定義は、表2-3によるものとする。

表2-1 品質規格表（案）

〈樹姿〉

項 目	規 格
樹 形	樹種の特性に応じた自然樹形で、樹形が整っていること。
幹*	幹がほぼまっすぐで、単幹であること。 (但し、株立物及び自然樹形で幹が斜上するものはこの限りでない。)
枝葉の配分	配分が四方に均等であること。
枝葉の密度	徒長的な生長あるいはその他の異常な生長が認められず、節間が詰まり、着葉密度が良好であること。
下枝の位置	樹冠を形成する一番下の枝の高さが適正な位置にあること。

* 高木にのみ適用

表2-2 品質規格表(案)

〈樹勢〉

項 目	規 格
生 育	健全な成長を呈し、樹木全体で活力のある健康な状態で育っており、移植容易なように根づくりされたものであること。
根	根系の発達が良く、四方に均等に配分され、根鉢範囲に細根が多く、乾燥していないこと。
根 鉢	樹種の特性に応じた適正な根鉢、根株をもち、鉢くずれのないよう、堅固に根巻きされ、乾燥していないこと。 ふるい掘りでは、特に根部の養生を十分にするなど（乾き過ぎていないこと）根の健全さが保たれ、損傷がないこと。
葉	正常な葉形、葉色、密度（着葉）を保ち、しおれ（変色・変形）や衰弱した葉がなく、生き生きしていること。
樹 皮 (肌)	損傷、ゆ傷痕跡がほとんど目立たず、正常な状態を保っていること。
枝	徒長枝が無く、樹種の特性に応じた枝の姿を保ち、枯損枝、枝折れ等の処理、及び必要に応じ適切な剪定が行われていること。
病虫害	発生がないもの。過去に発生したことのあるものにあつては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

表2-3 公共用緑化樹木の品質寸法基準（案）における定義

用 語	定 義
公共用 緑化樹木	主として公園緑地、道路、公共施設等の、緑化に用いられる樹木材料をいう。
樹 形	樹木の特性、年数、手入れの状態によって生ずる幹と樹冠によって構成される固有の形をいう。 なお、樹種特有の形を基本として育成された樹形を「自然樹形」という。
樹 高 (略称：H)	樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい、一部の突出した枝及び先端は含まない。 なお、ヤシ類など特殊樹にあって「幹高」と特記する場合は幹部の垂直高をいう。
幹 周 (略称：C)	樹木の幹の周長をいい、根鉢の上端より、1.2m上がりの位置を測定する。この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定する。幹が2本以上の樹木においては、おのおのの幹周の総和の70%をもって幹周とする。 なお、「根元周」と特記する場合は、幹の根元の周長をいう。
枝 張 (葉 張) (略称：W)	樹木の四方面に伸張した枝（葉）の幅をいう。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とする。 なお、一部の突出した枝は含まない。葉張とは低木についていう。
株 立 (物)	樹木の幹が根元近くから分岐して、そう状を呈したものをいう。 なお、株物とは低木でそう状を呈したものをいう。
株立数 (略称：BN)	株立（物）の根元近くから分岐している幹（枝）の数をいう。 樹高と株立数の関係については以下のように定める。 2本立……………1本は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70%以上に達していること。 3本立以上………過半数は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70%以上に達している。
単 幹	幹が根元近くで分岐せず1本であるもの。
徒 長	枝葉の伸張生長だけが盛んで、組織の充実が伴わない状態。
根 鉢	樹木の移植に際し掘り上げられる根系を含んだ土のまとまりをいう。
ふるい掘り	樹木の移植に際し土のまとまりをつけず掘り上げること。ふるい根、素掘りともいう。

(3) 掘り取りについては、根鉢は表2-4標準とし、樹種・時期などを考慮のうえ、必要に応じ、なわ・わらなどで堅固に根巻きしたものとする。
ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

表2-4 根鉢径の標準

幹周り (cm)	根元径に対する根鉢径
5以上～20未満	6 倍
20以上～60未満	5 倍
60以上～90未満	4 倍

2. 特殊樹木の材料は、第7編7-2-3-2材料第1項の規定による。

3. 地被類の材料については、以下の事項に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。

使用する材料については、**設計図書**によるものとし、雑草の混入がなく、根系が十分発達した細根の多いものとする。

また、請負人は現場搬入後は、材料を高く積み重ねて圧迫したり、長期間寒乾風や日光にさらして乾燥させたりしないよう注意しなければならない。

(1) 草本類、つる性類及びササ類は、指定の形状を有し、傷・腐れ・病虫害などのないもので十分に培養された、コンテナ品または同等以上の品質を有するものとする。

(2) 草本類、つる性類、ササ類はすべて茎葉及び根系が充実したものであって、着花類については花及びつぼみの良好なものとする。

(3) 球根類は、品種、花の色・形態等が、品質管理されたもので、粒径がそろっているものとする。

(4) 宿根草は傷、腐れ、しおれのない生育良好なものとする。

(5) 芝は肥よく地に栽培され、刈り込みのうえ土付けして切り取ったものとし、切り取った後長時間を経過して乾燥しているものでなく、また、土くずれ・むれなどのないものとする。

(6) 芝は生育がよく、緊密な根系を有するもので、茎葉の萎凋・病虫害・雑草の根系などのないものとする。

4. 種子は、以下の規格に適合したものまたは、これと同等品以上の品質を有するものとする。

(1) 腐れ、病虫害がなく、雑草の種子など、きょう雑物を含まない良好な発芽率をもつものとする。

(2) 品種、花の色・形態等が、品質管理されたもので、粒径がそろっているものとする。

5. 花卉類の材料については以下の事項に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

- (1) 指定の形状を有し、傷・腐れ・病虫害などのないもので、根系が十分に発達した、コンテナ品または同等以上の品質を有するものとする。
- (2) 茎葉及び根系が充実したもので、着花（つぼみ）のあるものについては、その状態が良好なものとする。

6. 支柱の材料については、以下の事項に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

- (1) 丸太支柱材は杉丸太とし、**設計図書**に示す寸法を有し、割れ、腐食、末落ち等のない平滑な直幹材を皮はぎした生材でなければならない。ただし、同等の品質を持つ檜丸太で代用することができる。その防腐処理は**設計図書**によるものとする。
 - ① 杭に使用する丸太は、元口の先端を加工し、見え掛かり切り口及び横木は全面面取り仕上げ品でなければならない。
 - ② 木材防腐処理は、特に指定のない限り木材防腐剤を「JIS K 1570」に適合するものとし、その処理方法は「加圧式防腐処理「JIS A 9002」に適合するものとする。
- (2) 竹支柱材は、2年生以上で粘り強く、曲がり、腐食、虫食い、変色等のない生育良好な節止め品とする。
- (3) パイプ支柱材は、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に示されていない場合は、JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）の規格品に第7編7-3-1 3-3と総仕上げ工の防錆処理を施したうえ、合成樹脂ペイント塗仕上げするものとする。
- (4) ワイヤロープ支柱材は、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に示されていない場合は、JIS G 3525（ワイヤーロープ）の規格品を使用するものとする。
- (5) 杉皮または桧皮は、大節・割れ・腐れなどのないものとする。ただし、天然繊維材を使用する場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。
- (6) しゅろ縄は、より合わせが均等で強じんなもので、腐れ・虫食いがなく、変色のない良質品とする。

7. 根巻きの材料については、以下の事項に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

- (1) わらは、調整した新鮮なもので、虫食い、変色などのない良質なものである。
- (2) こも、空俵、なわなどのわら製品は、新鮮なもので虫食い、変色など

- のない良質なものとする。
- (3) 根巻き材は、天然繊維材を使用する場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。
8. 幹巻の材料については、以下の事項に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。
- (1) わらは第7編7-2-3-2材料第7項(1)、しゅろ縄は7-2-3-2材料第6項(6)によるものとする。
- (2) 幹巻材は、天然繊維材を使用する場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。
9. 植え込みに用いる客土の材料は、樹木の生育に適した土で、その材料は以下の事項に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。
- (1) 客土は植物の生育に適した土壌で、小石、ごみ、雑草などのきょう雑物を含まないものとする。
- (2) 客土の種類は**設計図書**によるが、その定義は以下による。
- 畑 土：畑において耕作の及んでいる範囲の土壌
- 黒 土：黒色の膨軟な火山灰土壌
- 赤 土：赤色の火山灰土壌
- 真砂土：花こう岩質岩石の風化土
- 山 砂：山地から採集した粒状の岩石
- 腐葉土：広葉樹の落葉を堆積させ腐らせたもの
- (3) 客土の品質管理基準については、試験項目、試験方法は、**設計図書**によるものとする。また、これにより難しい場合は、工事着手前に、**設計図書**に関して監督員と**協議**の上、pH、有害物質についての試験を必要に応じて行うものとする。
10. 肥料の材料については、第7編7-1-5-2材料の規定による。
11. 薬剤は、病虫害・雑草などの防除及び植物の生理機能の増進または抑制のため、あるいはこれらの展着剤として使用するもので、以下の事項に適合したものとする。
- (1) 薬剤は、農薬取締法（令和5年5月改正、法律第36号）に基づくものでなければならない。
- (2) 薬剤は、それぞれの品質に適した完全な容器に密封されたもので、変質がなく、商標または商品名・種類（成分表）・製造業者名・容量が明示された有効期限内のものとする。
- (3) 薬剤は、管理責任者を定めて保管しなければならない。

12. 土壌改良の材料については、第7編7-1-5-2材料の規定による。
13. 樹木養生工で使用する材料の種類及び規格については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得るものとする。
14. 樹名板工に使用する材料の種類及び規格については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得るものとする。
15. 根囲い保護工に使用する材料の種類及び規格については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得るものとする。

7-2-3-3 高木植栽工

1. 請負人は、搬入する樹木については、掘取りから植付けまでの間、乾燥、損傷などに注意して活着不良とならないように処理しなければならない。
2. 樹木の植栽については、以下の各号の規定による。
 - (1) 請負人は、植栽に先立って水分の蒸散を抑制するため、適度に枝葉を切り詰め、または枝透かしをするとともに、根部は、割れ、傷などの部分を切り除き活着を助ける処置をしなければならない。
 - (2) 請負人は、樹木の植付けが迅速に行えるようにあらかじめ、その根に応じた余裕のある植穴を掘り、水、客土などを準備して樹木を持込んだ後、直ちに植栽しなければならない。
 - (3) 請負人は、植穴については、がれきなど生育に有害な物を取り除き、穴底をよく耕した後、平坦に敷き均さなければならない。
 - (4) 請負人は、植付けにあたっては、樹木の目標とする生長時の形姿、景觀及び付近の風致を考慮し、表裏を確かめたうえで修景的配慮を加えて植え込み、根部に間隙のないよう土を十分に突き入れなければならない。
なお、水ぎめをする必要のない樹種を除いて、根鉢の周囲に土が密着するように、水を注ぎながら植付けなければならない。
 - (5) 請負人は、かん水については、根廻りに良質土を入れた後、泥水が根に接着するよう行わなければならない。
 - (6) 請負人は、埋戻しについては、水が引くのを待って埋戻土を入れ、軽く押さえて、地均ししなければならない。
 - (7) 請負人は、植付けに際して土ぎめをする樹種においては、根廻りに良質土を入れ、根(鉢)に接着するよう突固めなければならない。
 - (8) 請負人は、樹木植付け後、直ちに控木を取り付けることが困難な場合は、仮支柱を立て樹木を保護しなければならない。

- (9) 請負人は、植栽した樹木及び株物には、原則として水鉢を切り、工事中はもとより、担保期間中においても必要に応じてかん水を行わなければならない。
- (10) 請負人は、樹木の植栽は、設計意図及び付近の風致を考慮して、まず景趣の骨格を造り、それに倣って全体の配植をしなければならない。
- (11) 請負人は、植栽後整姿・剪定を行う場合は、付近の景趣に合うように、修景的配慮を加えて行うとともに、小枝間の清掃その他必要な手入れをしなければならない。
3. 請負人は、土壌改良材などを使用する場合は、客土または埋戻土と十分混ぜ合わせて使用しなければならない。
4. 請負人は、施肥をする場合は、所定の量を植物の根に触れないように施し、覆土しなければならない。
5. 樹木の支柱の設置については、以下の各号の規定による。
- (1) 樹木支柱は、丸太の末口を上にして打ち込み、丸太相互の接合部は長さ10cmの鉄釘を打ち、亜鉛引き鉄線（＃18）を2本寄せにして綾掛け3回、割掛け2回で結束する。樹幹は杉皮等で保護し、しゅろ縄を2本寄せにして綾掛け、割掛けとも3回とし、動揺しないように結束しなければならない。
- なお、支柱が所定の深さまで打ち込めない場合は、監督員に**報告し指示**を受けることとする。
- (2) 請負人は、添木を使用する場合は、**設計図書**に定める材料で、樹幹が倒伏することのないよう取り付けなければならない。
- (3) 請負人は、ハッ掛、布掛の場合の支柱の組み方については、立地条件（風向、土質、樹形及びその他）を考慮し、樹木が倒伏・屈折及び振れることのないよう堅固に取り付け、その支柱の基礎は地中に埋め込んで根止に杭を打ち込み、丸太は釘打ちし、唐竹は竹の先端を節止したうえ、釘打ちまたはのこぎり目を入れて鉄線で結束しなければならない。
- (4) 請負人は、ハッ掛の場合は、控えとなる丸太（竹）を幹（主枝）または丸太（竹）と交差する部位の2箇所以上で結束しなければならない。
- なお、修景的に必要な場合は、支柱の先端を切りつめるものとする。
- (5) 請負人は、ワイヤロープを使用して控えとする場合は、樹幹の結束部には所定の幹当を取り付け、指定の本数のロープを効果的な方向と角度にとり、止杭などに結束しなければならない。また、ロープの末端結束部は、ワイヤクリップなどで止め、ロープ交差部も動揺しないように止めておき、ロープの中間にターンバックルを使用するか否かに関わらず、

ロープは緩みのないように張らなければならない。

(6) 請負人は、地下埋設型支柱の施工については、周辺の舗装や施設に支障のないよう施工しなければならない。

6. 請負人は、幹巻きを施す樹木については、地際から樹高の60%内外の範囲について、幹及び主枝の周囲をわらなどで厚薄のないように包み、その上から2本合わせのしゅろ縄を10cm内外の間隔に巻き上げなければならない。ただし、幹巻きテープ（天然繊維製）を使用する場合は、しゅろ縄で巻き上げる必要はないものとする。

7-2-3-4 中低木植栽工

中低木植栽工の施工については、第7編7-2-3-3高木植栽工の規定による。

7-2-3-5 特殊樹木植栽工

特殊樹木植栽工の施工については、第7編7-2-3-3高木植栽工の規定による。

7-2-3-6 地被類植栽工

1. 請負人は、リュウノヒゲ、ササなどの地被類の植付けについては、下地を十分に耕し、ごみ、がれき、雑草など、生育に支障となるものを除去した後、水勾配をつけ、不陸整正を行わなければならない。その後、植付けに適した形に調整したものを植え、容易に抜けないよう軽く押さえて静かにかん水しなければならない。

2. 芝の張付けについては、以下の各号の規定による。

(1) 芝床は、機械の通過等によって不透水層や過剰締め固めが生じないように造成、工事の切り回し等十分配慮しなければならない。

(2) 張芝に先立ち、芝床は再度20cm程度耕耘したうえ、排水勾配に基づき敷き均さなければならない。この場合、ごみ、がれき、雑草等を丁寧に除去するものとする。

(3) 芝片は、指定の目地をとって交互に並べて張付け、転圧を行わなければならない。

(4) 必要に応じて、張芝1㎡につき芝串20～30で止めなければならない。

(5) 目土は敷き均すのではなく、すり込むように均し、必要以上に厚くしてはならない。特に芝片と芝片の間は入念にすり込まなければならない。

(6) 張芝に使用する芝は、現場搬入後も高く積み重ねたり、長い間現場に放置したり、長時間直射日光にさらしてはならない。

3. 請負人は、芝張付け完了後から引渡しまでの間、目土が掘れないように灌水を行うなど適切な管理を行わなければならない。

4. 請負人は、芝及び地被類の補植については、芝付け箇所は良質土を投入し、不陸整正を行い、芝面が隣接芝生面と同一平面をなすよう、施工しなければならない。

7-2-3-7 播種工

1. 請負人は、播種工の施工については、地盤の表面をわずかに掻き起こし整地した後に、**設計図書**に示す量を厚薄のないように播き付け、土を薄く敷き均し、柔らかく押し付け、施工後は、発芽を良好にするための適切な養生をしなければならない。
2. 請負人は、**設計図書**に示す播種材料が発芽期間を経過後に発芽しない場合、再播種を行わなければならない。

なお、施工時期及び発芽期間については**設計図書**に関して監督員と協議しなければならない。

7-2-3-8 花壇植栽工

1. 請負人は、花壇植物の植え付けに先立って**設計図書**に示す深さに耕し、がれきその他生育に支障となるものを取り除いた後、土塊を砕き、整地しなければならない。
2. 請負人は、花壇植物の植え付けについては、開花時に花が均等になるように、**設計図書**の**指示**による高さにそろえて模様が現れるようにし、容易に根が抜けないように軽く押さえて静かにかん水しなければならない。

7-2-3-9 樹木養生工

1. 請負人は、防風ネットの施工については、**設計図書**によるものとし、本来の機能を果たすよう強固に固定するよう設置しなければならない。
2. 請負人は、寒冷紗巻きの施工については、**設計図書**によるものとし、本来の機能を果たすよう強固に設置しなければならない。
3. 請負人は、植穴透水層の施工については、**設計図書**によらなければならない。
4. 請負人は、空気の施工については、**設計図書**によらなければならない。
5. 請負人は、マルチングの施工については、**設計図書**に示す厚みに均一に敷き均さなければならない。

7-2-3-10 樹名板工

請負人は、樹名板の施工については、**設計図書**によるものとし、はずれることのないよう樹名板支柱及び樹木などに堅固に固定しなければならない。

7-2-3-11 根囲い保護工

請負人は、根囲い保護の施工については、**設計図書**によらなければならない。

第4節 移植工**7-2-4-1 一般事項**

1. 本節は、移植工として根回し工、高木移植工、根株移植工、中低木移植工、地被類移植工、樹木養生工、樹名板工、根囲い保護工その他これらに類する工種について定める。
2. 請負人は、植付けや掘り取りに機械を使用する場合は、植栽地や苗圃などを締め固めないように注意し、やむを得ず締め固めたときは耕耘などにより原状に戻さなければならない。
3. 請負人は、掘り取り終了後ただちに埋戻し、旧地形に復旧しなければならない。
4. 請負人は、樹木の仮植を行う場合については、**設計図書**によらなければならない。

7-2-4-2 材料

移植工の材料については、植物材料については、**設計図書**によるものとし、それ以外については、第7編2-3-2材料の規定による。

7-2-4-3 根回し工

1. 請負人は、根回しの施工については、樹種及び移植予定時期を充分考慮して行うとともに、一部の太根は切断せず、適切な幅で形成層まで環状はく皮を行わなければならない。
2. 請負人は、根回しの施工については、樹種の特性に応じて枝透かし、摘葉等のほか控木の取り付けを行わなければならない。
3. 根回しの際の根鉢径については、表2-5を標準とする。ただし、これにより難しい場合は監督員と**協議**するものとする。
4. 請負人は、根鉢の周りは良質土で埋戻し、十分な灌水を行わなければならない。

表2-5 根鉢径の標準

幹周り (cm)	根元径に対する根鉢径	
	根回し径	掘り取り径
5以上～20未満	5倍	6倍
20以上～60未満	4倍	5倍
60以上～90未満	3倍	4倍

7-2-4-4 高木移植工

1. 高木移植工の施工については、以下に記載のない事項は、第7編7-2-3-3高木植栽工の規定による。
2. 請負人は、樹木の移植については、樹木の掘り取りに先立ち、必要に応じて、仮支柱を取り付け、時期及び土質、樹種、樹木の生育の状態などを考慮して、枝葉を適度に切り詰め、または枝透かし、摘葉などを行わなければならない。
3. 請負人は、鉢を付ける必要のない樹種については、鉢よりも大きめに掘り下げた後、表2-5に示す根鉢径の大きさに根を切り取り、掘り取らなければならない。また、傷などを生じないようにしなければならない。
4. 請負人は、鉢を付ける必要のある樹種については、表2-5に示す根鉢径の大きさに垂直に掘り下げ、底部は丸味をつけて掘り取らなければならない。
5. 請負人は、太根のある樹木の場合は、鉢の有無にかかわらず、根をやや長めに切り取り、養生しなければならない。
6. 請負人は、樹木の根巻きを行う前に、あらかじめ根の切り返しを行い、わら縄で根を堅固に巻き付け、土質または根の状態によっては、こもその他の材料で養生した後、巻き付けなければならない。
7. 特殊機械掘取り、特殊機械運搬の機種及び工法等については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と協議しなければならない。
8. 請負人は、植穴復旧については危険が及ばないように、掘取り後、穴を速やかに復旧しなければならない。
9. 移植後1年以内に枯死した場合には、監督員の**指示**により、請負人は枯死木その他の残存物の取片づけを行わなければならない。

7-2-4-5 根株移植工

1. 根株移植工の施工にあたり、以下の事項に記載のないものについては、第7編7-2-3-3高木植栽工の規定による。
 - (1) 根株移植工は、森づくりの視点で早期に自然的で安定した樹林構成を図るため、成木のみならず森を構成する林床の灌木、草本類をはじめ、表土、土壤微生物、小動物そして埋土種子など多様な生物生態的可能性を根株と共にセットで移植しようとする、自然植生の生態復元の工法であり、請負人は本工法の趣旨を踏まえて施工しなければならない。
 - (2) 請負人は、根株の移植先については、**設計図書**によるものとするが、土壌や水分条件等の立地条件が同等の場所を選定する。ただし、これに

より難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**するものとする。

2. 請負人は、根株の掘り取りについては、表土の乾燥した時期は避けるものとする。また根の損失を最小限にするため、丁寧に掘り取るとともに掘り取り後の太根は、鋭利な刃物で切断しなければならない。
3. 請負人は、根株の根部の細根や根株にまつわる草本類の根茎は取り払うことのないようにする。
4. 請負人は、根株の材料の採取地、樹種及び規格については、**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
5. 請負人は、根株の材料については、安定した活力のある樹林地から、病虫害がなく良好に生育している樹木を採取しなければならない。また搬出路等の条件である勾配、搬出距離等にも配慮し選定しなければならない。
6. 請負人は、根株の規格については、根元径の寸法とし、株立ちのものは、おのおのの根元径の総和の70%の根元径としなければならない。

7-2-4-6 中低木移植工

中低木移植工の施工については、第7編7-2-4-4高木移植工の規定による。

7-2-4-7 地被類移植工

地被類移植工の施工については、**設計図書**によるものとし、**設計図書**に示されていない場合は、第7編7-2-3-6地被類植栽工の規定による。

7-2-4-8 樹木養生工

樹木養生工の施工については、第7編7-2-3-9樹木養生工の規定による。

7-2-4-9 樹名板工

樹名板工の施工については、第7編7-2-3-10樹名板工の規定による。

7-2-4-10 根囲い保護工

根囲い保護工の施工については、第7編7-2-3-11根囲い保護工の規定による。

第5節 樹木整姿工

7-2-5-1 一般事項

1. 本節は、樹木整姿工として高中木整姿工、低木整姿工、樹勢回復工その他これらに類する工種について定める。
2. 請負人は、対象となる植物の特性、樹木整姿の目的及び樹木整姿が対象植物に及ぼす影響の度合いを十分理解したうえで施工しなければならない。

い。

3. 請負人は、発生する剪定枝葉、残材などについては、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**のうえ、所定の場所に集積しなければならない。

7-2-5-2 材料

1. 樹木修復に使用する材料については、以下の事項に適合したものまたはこれと同等以上の品質を有するものとする。
 - (1) 充填材の種類及び材質は、**設計図書**によるものとする。ただし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
 - (2) 防腐剤の種類及び材質は、**設計図書**によるものとする。ただし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

7-2-5-3 高中木整姿工

1. 高中木整姿工の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 請負人は、基本剪定の施工については、樹形の骨格づくりを目的とした人力剪定作業をもって、樹種の特性に応じた最も適切な剪定方法により行わなければならない。
 - (2) 請負人は、軽剪定の施工については、樹冠の整正、混み過ぎによる枯損枝の発生防止などを目的とした人力剪定作業をもって、切詰め、枝抜きなどを行わなければならない。
 - (3) 請負人は、機械剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について（厚生労働省 令和2年1月）によるものとし、機械を用いた刈り込み作業で、樹種の特性に応じた最も適切な剪定方法によって行わなければならない。
2. 剪定の施工については、主として剪定すべき枝は、以下の各号の規定による。
 - (1) 枯枝
 - (2) 成長のとまった弱小な枝（弱小枝）。
 - (3) 著しく病虫害におかされている枝（病虫害枝）。
 - (4) 通風、採光、架線、人車の通行などの障害となる枝（障害枝）。
 - (5) 折損によって危険をきたす恐れのある枝（危険枝）。
 - (6) 樹冠や樹形の形成上、及び樹木の生育上不必要な枝（冗枝、ヤゴ、胴ブキ、徒長枝、カラミ枝、フトコロ枝、立枝など）。
3. 剪定の方法については、以下の各号の規定による。
 - (1) 請負人は、公園樹木の剪定については、特に修景上、規格形にする必

要のある場合を除き、自然樹形仕立てとしなければならない。また街路樹は適切な街路景観の形成に適した仕立てを基本とする。

- (2) 請負人は、樹木の上方や南側の樹勢が盛んな部分は強く、下方や北側の樹勢が弱い部分は弱く剪定しなければならない。
- (3) 請負人は、太枝の剪定は切断箇所の表皮がはがれないよう、切断予定箇所の数10cm上よりあらかじめ切除し、枝先の質量を軽くしたうえ、切返しを行い切除する。また、太枝の切断面には必要に応じて、防腐処理を施すものとする。
- (4) 請負人は、樹枝については、外芽のすぐ上で切除しなければならない。ただし、ヤナギ等のしだれ物については内芽で切るものとする。
- (5) 請負人は、樹冠外に飛び出した枝切り取りや、樹勢回復するためなどに行う切り返し剪定については、樹木全体の形姿に配慮し、適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切り取らなければならない。
- (6) 請負人は、枝が混み過ぎた部分の中すかしや樹冠の形姿構成のために行う枝抜き剪定については、不必要な枝（冗枝）などをその枝のつけ根から切り取らなければならない。
- (7) 請負人は、花木類の手入れについては、花芽の分化時期を考慮し、手入れの時期及び着生位置に注意しなければならない。

7-2-5-4 低木整姿工

1. 請負人は、低木整姿工の施工については、以下に規定のない事項は、第7編2-5-3 高中木整姿工の規定による。
2. 請負人は、枝の密生した箇所は中すかしを行い、目標とする樹冠を想定して樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込まなければならない。
3. 請負人は、裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込まなければならない。また、萌芽力の弱い針葉樹については弱く刈り込んで、萌芽力を損なわないよう、樹種の特性に応じ、充分注意しながら芽つみなどを行わなければならない。
4. 請負人は、大刈込みは、各樹種の生育状態に応じ、目標とする刈高に揃うよう、刈込まなければならない。また、植込み内に入って作業する場合は、踏込み部分の枝条を損傷しないように注意し、作業終了後は枝条が元に戻るような処置を行わなければならない。

7-2-5-5 樹勢回復工

1. 請負人は、樹勢回復の施工については**設計図書**によるものとするが、特に施与時期、施与方法などについては**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。

2. 樹木修復の施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は、以下の各号の規定による。

- (1) 請負人は、樹木修復については、修復の時期、種類及び方法などについては**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
- (2) 請負人は、樹木の樹皮部及び木部の枯死、腐朽、病患、傷の部分はすべて削って除かなければならない。また、害虫などが侵入してきている部分は、幼虫の駆除を完全に行わなければならない。
- (3) 請負人は、樹木の腐朽部などを除去した場合は、「腐朽菌」や「害虫」を駆除するために殺菌剤や燻蒸剤を塗布または燻蒸して消毒しなければならない。
- (4) 請負人は、除去した腐朽部には、充填後に変化して障害を出さない材料で、傷口と充填材の間から雨水等が浸透しないよう充填し、樹木と傷口の形状に合わせて成形しなければならない。
- (5) 請負人は、腐朽部が大きい場合は、回復された表面に崩壊、剥離が生じないように補強材で補強しなければならない。
- (6) 請負人は、患部の治療を終えるとき、充填剤の仕上げ面は周囲の「形成層」より内部に仕上げて、術後「形成層」の発育を阻害しないようにしなければならない。
- (7) 請負人は、施工後の樹木の傷が安定するまで、樹木に「控え木」や「ロープ」などで補強対策を行わなければならない。

第3章 施設整備

第1節 適用

1. 本章は、公園緑地工事における給水設備工、雨水排水設備工、污水排水設備工、電気設備工、園路広場整備工、修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工、建築施設組立設置工、施設仕上げ工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
2. 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

請負人は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と**協議**しなければならない。

日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書	(令和元年度版)
日本下水道協会	下水道施設計画・設計指針と解説 2019年版	(令和元年)
日本電気協会	内線規程2022版	(令和5年2月)
日本道路協会	道路土工要綱	(平成21年7月)
日本道路協会	道路土工―盛土工指針	(平成22年4月)
全日本建設技術協会	土木構造物標準設計 第2巻	(平成12年9月)
日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)
日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成18年2月)
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書同解説	(平成4年12月)
インターロッキング ブロック舗装技術協会	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	(平成29年3月)
日本道路協会	舗装施工便覧	(令和6年3月)
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成31年4月)
日本道路協会	排水性舗装技術指針(案)	(平成8年11月)
日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	(平成19年10月)
日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説	(昭和59年10月)
日本道路協会	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	(昭和60年9月)
日本道路協会	道路反射鏡設置指針	(昭和55年12月)

第7編公園緑地編 第3章施設整備 (R7.10)

日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧 (令和3年3月)
日本道路協会	道路標識設置基準・同解説 (令和2年4月)
日本道路協会	舗装再生便覧 (令和6年3月)
日本道路協会	駐車場設計・施工指針・同解説 (平成4年11月)
国土交通省	土木工事安全施工技術指針 (令和5年3月)
日本道路協会	立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)
日本道路協会	アスファルト混合所便覧 (平成8年度版) (平成8年10月)
国土交通省	都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (改訂第2版) (平成26年6月)
日本公園施設業協会	遊具の安全に関する規準 (JPFA-SP-S:2014) (平成26年6月)
国土交通省	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン (令和4年3月)
日本公園緑地協会	ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり 改訂版 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン (改訂版)の解説 (平成29年3月)
国土交通省	公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) (令和7年版)
国土交通省	公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編) (令和7年版)
国土交通省	公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (令和7年版)
国土交通省	公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) (令和7年版)
国土交通省	公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) (令和7年版)
国土交通省	公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) (令和7年版)
国土交通省	電気通信設備工事共通仕様書 (電気設備編) (令和5年3月)

第3節 給水設備工

7-3-3-1 一般事項

1. 本節は、給水設備工として水栓類取付工、貯水施設工、循環設備工、散水施設工、作業土工 (床掘り・埋戻し)、給水管路工その他これらに類する工種について定める。
2. 給水設備工の施工については、**設計図書**において特に定めのない事項については**公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) 第2編第2章配管工事**及び**第5編第2章第2節給排水衛生機器**の規定による。

7-3-3-2 材料

1. 給水設備工の材料は、以下の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。
JIS A 5314 (ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング)
JIS B 2011 (青銅弁)

JIS	B	2051	(可鍛铸铁弁及びダクタイル铸铁弁)
JIS	B	2061	(給水栓)
JIS	B	2062	(水配管仕切弁)
JIS	B	2220	(鋼製溶接式フランジ)
JIS	B	2301	(ねじ込み式可鍛铸铁製管継手)
JIS	B	2302	(ねじ込み式鋼管製管継手)
JIS	B	2311	(一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手)
JIS	B	2312	(配管用鋼製突合せ溶接式管継手)
JIS	B	2313	(配管用鋼板製突合せ溶接式管継手)
JIS	B	2316	(配管用鋼製差込み溶接式管継手)
JIS	B	2352	(ベローズ形伸縮管継手)
JIS	B	8302	(ポンプ吐出し量測定方法)
JIS	B	8313	(小形うず巻ポンプ)
JIS	B	8319	(小形多段遠心ポンプ)
JIS	B	8322	(両吸込うず巻ポンプ)
JIS	B	8323	(水封式真空ポンプ)
JIS	B	8331	(多翼送風機)
JIS	B	8372	(空気圧用減圧弁及びフィルタ付減圧弁)
JIS	G	3442	(水道用亜鉛めっき鋼鋼管)
JIS	G	3443	(水輸送用塗覆装鋼管)
JIS	G	3448	(一般配管用ステンレス鋼鋼管)
JIS	G	3452	(配管用炭素鋼鋼管)
JIS	G	5526	(ダクタイル铸铁管)
JIS	G	5527	(ダクタイル铸铁異形管)
JIS	K	1450	(水道用硫酸アルミニウム)
JIS	K	6353	(水道用ゴム)
JIS	K	6742	(水道用硬質ポリ塩化ビニル管)
JIS	K	6743	(水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手)
JIS	K	6762	(水道用ポリエチレン管)

2. 給水設備工の材料は、JWWA（日本水道協会）の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

JWWA	B	108	(水道用止水栓)
JWWA	B	120	(ソフトシール仕切弁)
JWWA	G	112	(水道用ダクタイル铸铁管内面エポキシ樹脂粉体塗装)
JWWA	G	113	(水道用ダクタイル铸铁管)

JWWA	G	114	(水道用ダクタイル鋳鉄異形管)
JWWA	G	115	(水道用ステンレス鋼鋼管)
JWWA	G	116	(水道用ステンレス鋼鋼管継手)
JWWA	K	129	(水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管)
JWWA	K	130	(水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手)
JWWA	K	131	(水道用硬質塩化ビニル管のダクタイル鋳鉄異形管)
JWWA	K	132	(水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
JWWA	K	140	(水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)

3. 量水器は、計量法（令和4年6月改正 法律第68号）に定める検定合格品とし、給水装置に該当する場合は、水道事業者の**承諾**する材料を用いるものとする。
4. 請負人は、給水設備の施工に使用する材料については、施工前に品質、機能を証明する資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。
5. 請負人は、循環設備工に使用する各種材料、機器器具について、施工前に施工図を作成し、監督員の**承諾**を得なければならない。

7-3-3-3 水栓類取付工

1. 請負人は、メーターボックスの施工については、雨水の侵入や動線上でのつまずきなどに考慮して施工しなければならない。
2. 止水栓の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 請負人は、止水栓ボックスの中心に垂直に取り付けなければならない。
 - (2) 請負人は、地盤の悪い箇所においては、沈下などのないように十分基礎を締め固めておかなければならない。
 - (3) 請負人は、止水栓の取付については、必ず開閉を行い、支障のないことを確かめてから閉止しておかななければならない。
3. 止水栓ボックスの施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 請負人は、止水栓ボックスの蓋が地面と同一の高さになるよう施工しなければならない。
 - (2) 請負人は、止水栓ボックスの設置については、スピンドルなどが折れないように十分注意し、堅固に取り付けなければならない。

7-3-3-4 貯水施設工

1. 飲料水を貯留する貯水施設の場合は、建築基準法第36条、建築基準法施行令第129条の2の5ならびに同条に基づく告示の定める規定によるものとする。
2. 貯水施設は、地震力及び地震力によって生ずるスロッシングによって損傷を起こさない強度を有するものとする。

なお、設計水平震度は**設計図書**によるものとし、設計鉛直震度は設計水平震度の1/2の値とするものとする。

3. 貯水施設にマンホールを使用する場合は、第7編7-3-4-9マンホール工の規定による。
4. 請負人は、貯水施設にプレキャストボックスを使用する場合は、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。
5. 床掘り、埋戻しを行う場合は、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。
6. 請負人は、基礎の施工については、床掘り完了後、割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利及び碎石などの間隙充填材を加え、締固めながら仕上げなければならない。
7. 請負人は、基礎材の敷均し及び締固めについては、支持力が均等となり、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。
8. 均しコンクリート及びコンクリートの施工については第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
9. 請負人は、貯水施設の水密性の保持を勘案し、コンクリートの打設後は特に十分な養生を行わなければならない。
10. 請負人は、貯水施設の設置にあたり、**設計図書**に示す位置、高さに設置し、水平、鉛直になるように施工しなければならない。
11. 請負人は、防水モルタルの施工については、**設計図書**によるものとし、貯留施設に外部から雨水などが侵入しないよう施工しなければならない。
12. 請負人は、貯水施設の埋戻しについては、流入管管底と流出管管底の深さを確かめ、正しく接続されていることを**確認**した後、埋戻しを行わなければならない。また、埋戻しについては、貯水施設がコンクリート構造物以外の場合は、貯水施設内に半分程度注水した後土で行い、客土30cmの層状に周辺を均等に突固め、水締めを行わなければならない。

なお、貯水施設がコンクリート構造物の場合は、水締めの必要はないものとする。
13. 請負人は、通気孔の設置については、通気孔には耐食性のある防虫網を取り付けなければならない。
14. 請負人は、アンカーボルトの施工については、アンカーボルトが、コンクリートの打ち込みにより移動しないよう設置しなければならない。
15. 請負人は、貯水施設の養生後、貯留水が清水になるまで洗浄しなければならない。
16. 請負人は、貯水施設の施工完了後、清掃を行い、満水状態にして24時

間放置し、漏水の有無を**確認**しなければならない。また、工事完了後は、貯水施設を満水状態にしておかなければならない。

7-3-3-5 循環設備工

1. 請負人は、循環設備工の施工については、**設計図書**によらなければならない。

なお、特に定めのない事項については、機械設備工事共通仕様書及び電気設備工事共通仕様書の規定による。

2. 請負人は、機械室の施工については、**設計図書**によるものとし、基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、タンパなどで十分突き固めなければならない。

3. 貯水槽の施工については、以下の各号の規定による。

- (1) 請負人は、貯水槽の水密性の保持を勘案し、コンクリートの打設後は特に十分な養生を行わなければならない。

- (2) 請負人は、貯水槽の施工完了後、清掃を行い、満水状態にして24時間放置し、漏水の有無を**確認**しなければならない。また、工事完了後は、貯水槽を満水状態にしておかなければならない。

4. 噴水装置、循環装置、滅菌装置の施工については、以下の各号の規定による。

- (1) 請負人は、施工図を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

- (2) 請負人は、制作する機器類、実管スリーブ、オーバーフロー金物、ポンプピットストレーナーなどは、施工図を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

- (3) 請負人は、施工完了後、各機器を単独手動運転し、制御装置も動作させ異常の有無を試験し、次いで各機器の自動または連動運転を行い、異常の有無を試験しなければならない。

- (4) 請負人は、噴水装置、循環設備、滅菌装置の各部を満水にし、各機器の能力等を使用に適合するように調整した後、総合的な運転を行い全体及び各部の状態について異常の有無を試験しなければならない。

- (5) 請負人は、循環設備、滅菌装置が定常の使用状態に入った後、速やかに監督員の指示により、流入水、処理水の水質分析、騒音測定などの必要な試験を実施し、試験成績表を作成し、監督員の**承諾**を得なければならない。

5. ポンプの設置については、以下の各号の規定による。

- (1) 請負人は、ポンプの設置については、水準器などにより十分に芯出し調整を行わなければならない。また、動力ケーブル、制御ケーブルなど

- はポンプの吊り上げ、分解時に必要な長さを確保しなければならない。
- (2) 請負人は、水中モートルポンプのケーブル接続については、ポンプピット内で行わなければならない。
6. 請負人は、機器搬入時に既設構造物を損傷することのないよう十分注意しなければならない。
7. 請負人は、バルブの設置については、**設計図書**に示す位置、高さに設置し、水平、鉛直となるように施工しなければならない。
8. 請負人は、バルブボックスの施工については、**設計図書**に示す位置、高さに設置しなければならない。
9. 請負人は、配管の施工に先立ち、ほかの設備管類及び機器との関連事項を詳細に検討し、勾配を考慮して正確に位置を決定しなければならない。
10. 配管材の接合については、以下の各号の規定による。
- (1) 請負人は、管の接合に先だって、その内部を点検し、切りくず、ごみなどを十分除去してから接合しなければならない。
- (2) 請負人は、配管材の接合については、すべてその断面が変形しないよう管軸心に対して直角に切断し、その切口は平滑に仕上げなければならない。
- (3) 請負人は、ねじ切りについては、自動切り上げ装置付ねじ切り機を使用し、ねじゲージを使用してねじ長さを調整しなければならない。
- (4) 請負人は、接合用ねじにJIS B 0203 (管用テーパネジ) を使用し、接合にねじ接合材を使用しなければならない。
- (5) 請負人は、ねじ山、管内部及び端部に付着している切削油、水分、ほこりなどを十分に除去した後、雄ねじ部のみにねじ接合材を塗布し、ねじ込まなければならない。
- (6) 請負人は、フランジの接合については、適正材質、厚さのガスケットを使用し、ボルト、ナットを均等に片寄りなく締め付けなければならない。
11. 請負人は、躯体導入部の配管で、不等沈下のおそれがある場合、排水・通気管を除き、フレキシブルジョイントを使用して施工しなければならない。
12. 請負人は、鋼管、鋳鉄管及び鉛管に対するコーキング修理を行ってはならない。
13. 請負人は、躯体貫通にあたり、配管材は実管スリーブとし、水際躯体貫通部止水板付またはリンクシールを使用しなければならない。
14. 請負人は、制御盤の施工については、**設計図書**によるものとし、盤内の

器具及び材料は、監督員の**承諾**を得たものとしなければならない。

15. 請負人は、循環設備工の接地工事については、D種接地工事を施さなければならない。

7-3-3-6 散水施設工

1. スプリンクラーの施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 請負人は、スプリンクラーボックスの中心に垂直に取り付けなければならない。
 - (2) 請負人は、スプリンクラーボックスの蓋が地面と同一の高さになるようにしなければならない。
2. 請負人は、ドリップパイプの施工については、折れ曲がり注意到布設しなければならない。
3. 請負人は、スプリンクラーの施工については、粘土類などの付近の土が混入しないようにしなければならない。
4. 請負人は、散水栓の施工については、散水栓ボックスの中心に取り付けなければならない。
5. 請負人は、散水栓ボックスの施工については、散水栓ボックス内に水が滞留しないようにしなければならない。

7-3-3-7 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

7-3-3-8 給水管路工

1. 請負人は、給水管の施工については、以下の事項により施工するものとする。

なお、これに示されていない場合は、監督員と**協議**のうえ施工しなければならない。

 - (1) 請負人は、各種管類の曲部には曲部用継手を用いなければならない。

なお、布設路線に障害物がある場合は、曲管などを使用することとし、直管をずらすことによって障害物をかわしてはならない。
 - (2) 請負人は、下水道管、ガス管、ケーブル管などの地下埋設物との交差や構造物などを横断する箇所は、必要に応じてさや管やコンクリートで防護しなくてはならない。
 - (3) 請負人は、電話、電力、照明設備ケーブルと平行または交差する場合は、30cm以上の間隔をおき、布テープにより防護しなくてはならない。
 - (4) 請負人は、給水管が電食または酸・アルカリなどによって腐食するおそれのある場所での布設については、耐食性の給水管を使用するか、防

食テープを巻くなど、適切な措置を行わなければならない。

- (5) 請負人は、給水管の曲管部または管末部で、接合箇所が離脱するおそれがある場合は、離脱防止継手を用いるか、コンクリートで保護するなどの措置を行わなければならない。
- (6) 請負人は、不等沈下などが生じるおそれのある箇所には、有効な伸縮継手を用いなければならない。
- (7) 請負人は、漏水のないように施工しなければならない。
- (8) 請負人は、布設する給水管の周囲を良質の土砂または砂で埋戻し、十分転圧しなければならない。

なお、給水管、給水設備、ボックス類に損傷、沈下、移動などを与えないように布設しなければならない。

- 2. 請負人は、給水管の布設については、境界杭、道路標識、ベンチマーク、その他水が汚染されるおそれのある箇所に近接して布設しないようにしなければならない。
- 3. 請負人は、ポリエチレン管の布設については、温度差による膨張、収縮を考慮して蛇行配管としなければならない。また、コイル巻きによるねじれ、わん曲、くせなどがあるため器具の傾斜が生じやすいので、器具前後の管は、徐々に浅くねじれを解いて布設しなければならない。
- 4. 鋳鉄管類の布設については、以下の各号の規定による。

- (1) 請負人は、勾配のある場所に施工する場合は、受口を上り勾配に向けて布設しなければならない。

なお、将来の維持管理に備えて、管及び異形管の表示記号は上部にして布設しなければならない。

- (2) 請負人は、工事の施工上やむを得ない場合のほか切断または変形した材料を使用してはならない。また、異形管の切断、変形は行ってはならない。

- 5. 硬質ポリ塩化ビニル管の布設については、以下の各号の規定による。

- (1) 請負人は、曲げ配管が必要な場合は、エルボまたはベンドを用いて配管しなければならない。

- (2) 請負人は、ガソリン、クレオソート、塗料などの有機溶剤を含むものに、浸食されるおそれのある場所へ布設してはならない。

- 6. 給水管の接合については、以下の各号の規定による。

- (1) 請負人は、管の接合前に内部を点検し、異物がないことを確かめ、切りくず、ごみなどを除去してから接合しなければならない。
- (2) 請負人は、管の断面が変形しないように、管軸線に対して直角に切断

し、その切り口を平滑に仕上げなければならない。

- (3) 請負人は、配管の施工を一時休止する場合などは、管内に異物が入らないように養生しなければならない。
- (4) 請負人は、管種の異なった給水管の接合については、適合する各種ユニオン、接続管を用いて接合しなければならない。
- 7. 請負人は、鉛管及び銅管給水管の接合については、ろう接剤を用いて接合しなければならない。
- 8. 請負人は、ビニルライニング鋼管の接合については、樹脂コーティング管端防食管継手を用いて接合しなければならない。
- 9. 請負人は、硬質ポリ塩化ビニル管類の接合については、硬質ポリ塩化ビニル管用接着剤を用いて接合しなければならない。
- 10. 請負人は、ダクタイル鋳鉄管の接合については、メカニカル継手、タイトン継手、またはフランジ継手を用いて接合しなければならない。
- 11. 請負人は給水管埋設時に埋設表示テープ及び埋設標を敷設しなければならない。

第4節 雨水排水設備工

7-3-4-1 一般事項

- 1. 本節は、雨水排水設備工として側溝工、集水桝工、調整池工、貯留施設工、作業土工（床掘り・埋戻し）、管渠工、マンホール工、地下排水工その他これらに類する工種について定める。
- 2. 請負人は、側溝工、集水桝工、作業土工（床掘り・埋戻し）、管渠工、マンホール工、地下排水工の施工については、「道路土工要綱2-7排水施設の施工」の規定によらなければならない。

7-3-4-2 材料

- 1. 雨水排水設備工に使用する材料は、以下の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。
 - JIS A 5361（プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則）
 - JIS A 5364（プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法の通則）
 - JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）
 - JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）
 - JIS A 5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品）
 - JIS A 5506（下水道用マンホール蓋）
 - JIS G 3471（コルゲートパイプ）

JIS K 6739 (排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手)

JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管)

JIS R 1201 (陶管)

2. 管類及びフィルター材の種類、規格については、**設計図書**によるものとする。
3. 請負人は、雨水排水設備工の施工に使用する材料については、施工前に品質証明書を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

7-3-4-3 側溝工

1. 請負人は、側溝工の施工については、**設計図書**によるものとし、現地の状況により、**設計図書**に示された水路勾配により難しい場合は、監督員と**協議**するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。
2. 請負人は、プレキャストU型側溝、L型側溝、プレキャスト皿型側溝、現場打L型側溝、コルゲートフリューム、自由勾配側溝、特殊円形側溝の施工については、基礎は不等沈下を起こさないように、また不陸を生じないように施工しなければならない。
3. 請負人は、プレキャストU型側溝、L型側溝、プレキャスト皿型側溝、コルゲートフリューム、自由勾配側溝、特殊円形側溝、管（函）渠型側溝の継目部の施工については、付着、水密性を保ち段差が生じないように注意して施工しなければならない。
4. 請負人は、現場打L型側溝の施工については、側溝の表面の締め固めたコンクリートが半乾きの状態の時にコテを使用し、かつ、突端部は面ゴテを使用して仕上げなければならない。
5. コルゲートフリュームの施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 請負人は、コルゲートフリュームの布設にあたって、砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
 - (2) 請負人は、コルゲートフリュームの組立にあたっては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、フリューム断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。

また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。
 - (3) 請負人は、コルゲートフリュームの布設にあたり、あげこしを行う必要が生じた場合には、布設に先立ち、施工方法について監督員と**協議**し

なければならない。

6. 請負人は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、**設計図書**に示すコンクリート厚さとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
7. 請負人は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないように平坦に施工しなければならない。
8. 請負人は、現場打水路及び柵渠の施工については、**設計図書**によるものとし、現地の状況により、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
9. 請負人は、柵渠の施工については、杭、板、笠石及び梁にすき間が生じないように注意して施工しなければならない。
10. 管（函）渠型側溝の施工については、第3編3-2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。

7-3-4-4 集水枡工

1. 集水枡及び浸透枡の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 請負人は、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
 - (2) 請負人は、側溝工及び管渠工との接続部は漏水が生じないように施工しなければならない。
 - (3) 請負人は、路面との高さの調整が必要な場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。
2. 請負人は、集水枡及び浸透枡の据付けについては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。また、ワイヤーなどで損傷するおそれのある部分を保護しなければならない。
3. 請負人は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないように平坦に施工しなければならない。
4. 請負人は、枡に接合する取付管の管口仕上げについては、上部塊類を設置する前に接着剤が管の内面に突出していないか**確認**した後、塊類を設置しなければならない。

7-3-4-5 調整池工

1. 周囲小堤の法面整形作業については、第7編7-1-4-7法面整形工の規定による。
2. 周囲小堤の法面作業については、第7編7-1-6-4法枠工の規定による。
3. 周囲小堤に擁壁を使用する場合は、第7編7-1-8-4現場打擁壁工、

7-1-8-5プレキャスト擁壁工、7-1-8-6小型擁壁工の規定による。

4. 周囲小堤に石積を使用する場合は、第7編7-1-8-10石積工の規定による。

5. 請負人は、余水吐及び放流施設の施工については、余水吐及び放流施設の高さ及び水抜き孔と周囲小堤との通水性、並びに排水管との接合に支障のないよう、**設計図書**に示す位置、高さに施工し、水平、鉛直性を確保して据付けなければならない。

7-3-4-6 貯留施設工

1. 貯留施設の施工については、第7編7-3-3-4貯水施設工、7-3-4-5調整池工の規定による。

2. 請負人は、貯留施設の施工に用いる有孔管を設置した後のフィルター材は、**設計図書**による材料を用いて施工するものとし、目詰まり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。

3. 請負人は、貯留施設の施工については、基礎を突き固めた後、管類、フィルター材を設置しなければならない。

4. 請負人は、貯留施設のフィルター材の施工については、付近の土が混入しないようにしなければならない。

7-3-4-7 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

7-3-4-8 管渠工

1. 請負人は、管渠工の施工については、管渠の種類と埋設形式（突出型、溝型）の関係を損なうことのないようにするとともに、基礎は支持力が均等となるように、かつ不陸が生じないようにしなければならない。

2. 請負人は、ソケット付の管の布設については、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。

3. 請負人は、管渠工の施工については、基礎の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にコンクリートまたは、固練りモルタルを充填し、空隙が生じないように施工しなければならない。

4. 請負人は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。

5. コルゲートパイプの布設については、以下の各号の規定による。

(1) コルゲートパイプの基床は、**設計図書**による。

(2) 請負人は、コルゲートパイプの組立については、上流側または高い側

のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うように重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の頂側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。

(3) 請負人は、コルゲートパイプの予期しない沈下のおそれがあるため、あげこしを行う必要が生じた場合には、布設に先立ち、施工方法について監督員と**協議**しなければならない。

6. 請負人は、管渠工の施工については、**設計図書**によるものとし、現地状況により**設計図書**に示された水路勾配により難しい場合は、監督員と**協議**するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで様な勾配になるように施工しなければならない。

7. 請負人は、管渠にプレキャストボックスを使用する場合は、第3編3-2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。

8. 請負人は、継目地の施工については、付着、水密性を保つように施工しなければならない。

7-3-4-9 マンホール工

1. マンホールの施工については、以下の各号の規定による。

(1) 請負人は、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸が生じないようにしなければならない。

(2) 請負人は、側溝工及び管渠工との接続部は、漏水が生じないように施工しなければならない。

(3) 請負人は、路面との高さ調整が必要な場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。

(4) 請負人は、据付前に、接合面の泥、油などの接合に害するものは取り除いておかななければならない。

(5) 請負人は、接合モルタルを接合接触部分全面に敷均し、堅固に接合を行い、漏水、ズレなどのないよう設置しなければならない。

また、高さ調節のための敷板などを入れたまま接合してはならない。

(6) 請負人は、底版の設置については水平に据付けなければならない。また、躯体ブロックと直壁及び斜壁の設置については、連結金具などを用いてくい違いなどの横ずれが生じないようにしなければならない。

(7) 請負人は、設置完了後、部材の連結状況を**確認**した後、目地部分をモルタルで入念に仕上げなければならない。

2. 請負人は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。

3. 請負人は、マンホールに接合する取付管の管口仕上げについては、上部

塊類を設置する前に接着剤が管の内面に突出していないか**確認**した後、塊類を設置しなければならない。

7-3-4-10 地下排水工

1. 請負人は、地下排水の施工については、**設計図書**で示された位置に施工しなければならない。

なお、新たに地下水脈を発見した場合は、監督員に**報告**し、その対策について監督員の**指示**によらなければならない。

2. 請負人は、排水管を設置した後のフィルター材については、**設計図書**による材料を用いて施工するものとし、目づまり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。
3. 請負人は、有孔ヒューム管、有孔塩化ビニル管、透水コンクリート管、化学繊維系管の施工については、基礎を突き固めた後、管類、フィルター材を設置しなければならない。
4. 請負人は、フィルター材の施工については、付近の土が混入しないようにしなければならない。

第5節 汚水排水設備工

7-3-5-1 一般事項

1. 本節は、汚水排水設備工として作業土工（床掘り・埋戻し）、管渠工、汚水樹・マンホール工その他これらに類する工種について定める。

7-3-5-2 材料

1. 汚水排水設備工に使用する材料は以下の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

JIS A 5361（プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則）

JIS A 5364（プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法の通則）

JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品－検査方法通則）

JIS A 5506（下水道用マンホール蓋）

JIS G 3471（コルゲートパイプ）

JIS K 6739（排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手）

JIS K 6743（水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手）

JIS K 6777（耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管継手）

JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管）

JIS K 6776（耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管）

JIS R 1201（陶管）

- JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼鋼管)
- JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼鋼管)
- JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)
- JIS B 2312 (配管用鋼製突合せ溶接式管継手)
- JIS B 2313 (配管用鋼板製突合せ溶接式管継手)
- JIS B 2301 (ねじ込み式可鍛铸铁製管継手)
- JIS B 2302 (ねじ込み式鋼管製管継手)
- JIS B 2011 (青銅弁)
- JIS B 2031 (ねずみ铸铁弁)

2. 請負人は、汚水排水設備工の施工に使用する材料については、施工前に品質証明書を作成し、監督員の**承諾**を得なければならない。

7-3-5-3 作業土工 (床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し) の規定による。

7-3-5-4 管渠工

1. 管渠工の施工については、第7編7-3-4-8管渠工の規定による。
2. 副管及び接続ソケットの施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 請負人は、接合部の仕上げについては、管の損傷、漏水などのないよう特に入念に仕上げ、管の通りなどについて**確認**し、埋戻さなければならない。
 - (2) 請負人は、布設勾配については、中だるみのないように施工しなければならない。
 - (3) 請負人は、接合材が管の内面にはみ出していないか**確認**しなければならない。
 - (4) 請負人は、接合材が十分硬化するまでは、無理な荷重を加えてはならない。また、埋戻しは十分硬化していることを**確認**し、丁寧に行うとともに入念に締め固めなければならない。
 - (5) 請負人は、本管ソケット部と取付口に簡単な遺形を設け、一直線に施工しなければならない。

7-3-5-5 汚水枡・マンホール工

1. 汚水枡・マンホール工の施工については、第7編7-3-4-4集水枡工及び7-3-4-9マンホール工の規定による。
2. 汚水枡及びマンホールのインバートの施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 請負人は、管接続部、底部及び側壁部より漏水のないよう施工しなけ

ればならない。

(2) 請負人は、コンクリート工を施工した後、仕上げを行わなければならない。

3. マンホールの足掛金物の施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

第6節 電気設備工

7-3-6-1 一般事項

1. 本節は、電気設備工として照明設備工、放送設備工、作業土工（床掘り・埋戻し）、電線管路工その他これらに類する工種について定める。
2. 請負人は、電気設備工の施工については、**設計図書**において特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」「電気通信設備工事共通仕様書」の規定による。

7-3-6-2 材料

1. 電気設備工に使用する材料は、以下の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。
 - JIS A 5361（プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則）
 - JIS C 3401（制御用ケーブル）
 - JIS C 3605（600Vポリエチレンケーブル）
 - JIS C 3606（高圧架橋ポリエチレンケーブル）
 - JIS C 3653（電力用ケーブルの地中埋設の施工方法）
 - JIS C 4620（キュービクル式高圧受電設備）
 - JIS C 8105（照明器具通則）
 - JIS C 8305（鋼製電線管）
 - JIS C 8380（ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管）
 - JIS C 8430（硬質ポリ塩化ビニル電線管）
 - JIS C 8411（合成樹脂製可とう電線管）
2. 請負人は、電気設備工に使用する材料については、施工前に品質証明書を作成し、監督員の**承諾**を得なければならない。

7-3-6-3 照明設備工

1. ハンドホールの施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 請負人は、ハンドホールの施工については、基礎について支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
 - (2) 請負人は保護管などとの接合部において、**設計図書**に示された場合を除き、セメントと砂の比が1：3の容積配合のモルタルを用いて施工しな

なければならない。

2. 引込柱及び照明灯の施工については、以下の各号の規定による。

(1) 請負人は、建て込み位置については、監督員の**承諾**を得なければならない。

(2) 請負人は、建て込みについては、垂直に建て込み、地際部については必要に応じて腐食防止のためF R P加工等の措置を施さなければならない。

(3) 照明灯には、神戸市公園施設標準図集の施設プレート（2種類）を見やすいところに取り付けなければならない。

3. 請負人は、分電盤の施工については、ケーブル引き込み部分にはシール材を十分詰めて、外部からの湿気の侵入を防がなければならない。

4. 請負人は、照明灯及び分電盤の施工については、D種接地工事により接地しなければならない。

5. 請負人は、照明灯の施工については、照明灯の内部で、ケーブル相互またはケーブルと電線とを接続する場合は、切り離しが可能な接続金物を使用しなければならない。

7-3-6-4 放送設備工

放送設備の施工については、第7編7-3-6-3 照明設備工の規定による。

7-3-6-5 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編7-2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

7-3-6-6 電線管路工

1. 電線の施工については、以下の各号の規定による。

(1) 請負人は、引き入れに先立ち、電線管内を十分清掃し、電線は丁寧に引き入れ、管端口は電線を損傷しないように保護しなければならない。また、通線を行わない場合は、管端口には防水栓等を差し込んでおかなければならない。

(2) 請負人は、要所、ハンドホール内及びその引込口、引出口近くでは余裕を持たせなければならない。

(3) 請負人は、電線を曲げる場合は、被覆を痛めないように注意し、その屈曲半径は低圧ケーブルにあたっては、仕上がり外径の6倍以上としなければならない。

2. 請負人は、電線及び電線管の施工については、ハンドホール内でのケーブル接続部分は、ケーブルハンガー等に掛けるなどして、ハンドホール底

部に直接触れないよう取り付けなければならない。

3. 請負人は、電線管の施工については、電線管の曲げ半径は、管内径の6倍以上とし、曲げ角度は90度を超えてはならない。
4. 請負人は、電線管埋設時に埋設表示テープ及び埋設標を敷設しなければならない。

第7節 園路広場整備工

7-3-7-1 一般事項

1. 本節は、園路広場整備工として舗装準備工、アスファルト舗装工、排水性舗装工、アスファルト系園路工、コンクリート系園路工、土系園路工、レンガ・タイル系園路工、木系園路工、石材系園路工、樹脂系園路工、園路縁石工、区画線工、階段工、公園橋工、デッキ工、視覚障害者誘導用ブロック工その他これらに類する工種について定める。
2. 請負人は、園路広場整備工については、敷地の状況その他公園施設との取り合いを考慮し、正確に位置出しをしなければならない。
3. 請負人は、路盤の施工において、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、その処置方法について監督員と**協議**しなければならない。
4. 請負人は、路盤の施工に先立って、路床面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。
5. 請負人は、表面排水勾配の配置については、**設計図書**で示されていない場合は、表3-1に示す表面排水勾配としなければならない。ただし、部分的なすりつけ部については、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

表3-1 表面排水勾配

種 別	勾 配	摘 要
園路、歩行者道路、自転車道	1.5～2.0%	コンクリート、アスファルト、平板舗装類
広 場	0.5～1.0%	平板、レンガ、タイル、砂、ダスト舗装類

6. 請負人は、転圧については、周辺の低い箇所から始め、高い中央部で仕上げ、縦方向、横方向交互に行わなければならない。
7. 請負人は、転圧については、開始から仕上げまで連続して行い、前に転

圧した幅の1/2以上重ねて行わなければならない。

8. 請負人は、散水については、淡水を用いるものとし泥水などを使用してはならない。

7-3-7-2 材料

1. 請負人は、園路広場整備工に使用する材料または、仕上がり見本品は施工に先立って、監督員に**提出**しなければならない。
2. 請負人は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「**舗装調査・試験法便覧**」の規格に基づき試験を実施しなければならない。
3. 路床盛土材は、第1編1-2-4-4路床盛土工の規定による。
4. アスファルト舗装工、排水性アスファルト舗装工、公園アスファルト舗装工で使用する材料については、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、3-2-6-4コンクリート舗装の材料の規定による。
5. コンクリート系園路工、土系園路工、レンガ・タイル系園路工、木系園路工、樹脂系園路工、石材系園路工で使用する材料については、**設計図書**によるものとし、指定のない場合は第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、3-2-6-4コンクリート舗装の材料の規定による。
6. 園路縁石工、区画線工、階段工、公園橋工、デッキ工、視覚障害者誘導用ブロック工で使用する材料の種類及び規格は、**設計図書**によらなければならない。
7. 請負人は、クッション砂については、沈下量を一定にするため、同一現場内では、産地、粒度、含水率などが同一のものを使用しなければならない。

7-3-7-3 舗装準備工

舗装準備工の施工については、第3編3-2-6-5舗装準備工の規定による。

7-3-7-4 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、第3編3-2-6-7アスファルト舗装工の規定による。

7-3-7-5 排水性舗装工

1. 排水性舗装工の施工については、第3編3-2-6-9排水性舗装工の規定による。

7-3-7-6 アスファルト系園路工

1. アスファルト系園路工の施工については、第3編3-2-6-7アスファルト舗装工、第3編3-2-6-13薄層カラー舗装工及び第3編3-2

－6－9排水性舗装工の規定による。

2. アスファルト系園路工の施工については、アスファルト舗装要綱第5章施工及び第9章9－5－5排水性舗装工の施工の規定、プラント再生舗装技術指針路盤の施工及び基層・表層の施工の規定、第3編3－2－6－9排水性舗装工及び第3編3－2－6－7アスファルト舗装工の規定による。

7－3－7－7 コンクリート系園路工

1. コンクリート系園路工の路盤施工については、第3編3－2－6－7アスファルト舗装工及び第3編3－2－6－12コンクリート舗装工の規定による。
2. インターロッキング舗装の施工については、以下の各号の規定による。
- (1) 請負人は、クッション砂及び敷きモルタルについては、転圧後に**設計図書**に示す厚さになるように、均一に敷均さなければならない。
 - (2) 請負人は、ブロックの据付けについては、**設計図書**に示す表面勾配及び目地ラインが得られるように施工しなければならない。
 - (3) 請負人は、ブロック相互のかみ合わせが良くなるように据付けなければならない。
 - (4) 目地の幅は、2～3mmとする。
 - (5) 請負人は、目地ラインなどの修正をする場合は、角材、木槌などを用い、ブロックに損傷を与えないようにしなければならない。
 - (6) 請負人は、ブロック舗装面の仕上げについては、振動締固め機により行わなければならない。
 - (7) 請負人は、締固めについては、ブロックの長手方向に対して行い、ブロックに損傷を与えないようにしなければならない。
 - (8) 請負人は、歩行に支障がないように、また降雨後に滞水がないように平坦に仕上げなければならない。
 - (9) 請負人は、目地詰めについては、乾燥した砂を舗装表面に散布した後、ほうき類で十分に詰めなければならない。
なお、目地詰めの不十分な箇所は締固め機を併用して行うか、散水などにより施工しなければならない。
 - (10) 請負人は、舗装表面に残った目地砂については、清掃し取り除かななければならない。
3. 透水性コンクリート舗装の施工については、**設計図書**によらなければならない。
4. コンクリート平板舗装、擬石平板舗装、洗い出し平板舗装の施工につい

ては、以下の各号の規定による。

- (1) 請負人は、**設計図書**に定めのない場合は、施工図を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

なお、施工図は、舗装パターン、縁石その他の工作物との取り合い及び伸縮目地を考慮し作成しなければならない。

- (2) 請負人は、割付けによって端数が生じた場合は、極力現場加工によって納まりよく仕上げなければならない。
- (3) 請負人は、目地については、指定されたパターン及び目地幅によってゆがみなく仕上げなければならない。
- (4) 請負人は、砂目地については、目地の幅は**設計図書**によるものとし、目違いのないように張立て後、直ちに砂（細目）を散布し、ほうき類で目地に充填しなければならない。
- (5) 請負人は、据付けについては、**設計図書**に示す表面勾配が得られるように水系を張って正確に行わなければならない。

7-3-7-8 土系園路工

1. 土系園路工の路盤施工については、第3編3-2-6-7アスファルト舗装工及び第3編3-2-6-12コンクリート舗装工の規定による。
2. 土舗装工の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 請負人は、表層土については、均一に敷き均し、締固めに適した含水比に保てるよう散水しながら、転圧及び不陸整正を繰り返し、**設計図書**に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。
 - (2) 請負人は、仕上がり面については、塊が残らないようにレーキなどでかきならさなければならない。
 - (3) 請負人は、表層土の表層仕上り厚が30mm以下の場合は、路床または下層土面をレーキなどで浅くかき均し、なじみよくしたうえで、敷き均し、転圧しなければならない。
 - (4) 請負人は、化粧砂を撒く場合、その厚さについては、**設計図書**によるものとし、転圧とブラッシングを繰り返して仕上げなければならない。
 - (5) 請負人は、表層安定剤を散布する場合、散布量は**設計図書**によるものとし、適度の散水を行いながら転圧しなければならない。

7-3-7-9 レンガ・タイル系園路工

1. レンガ・タイル系園路工の路盤施工については、第3編3-2-6-7アスファルト舗装工及び第3編3-2-6-12コンクリート舗装工の規定による。
2. レンガ舗装、タイル舗装の施工については、以下の各号の規定による。

- (1) 請負人は、敷きモルタルの施工については、**設計図書**に示す厚さになるように、均一に敷均さなければならない。
- (2) 請負人は、レンガ、タイルの据付けについては、**設計図書**に示す表面勾配及び目地ラインが得られるように施工しなければならない。
- (3) レンガ、タイル舗装の化粧目地の幅、深さ及び目地モルタルの配合については**設計図書**によるものとする。

7-3-7-10 木系園路工

1. 木系園路工の路盤施工については、第3編3-2-6-7アスファルト舗装工及び第3編3-2-6-12コンクリート舗装工の規定による。
2. 請負人は、チップ舗装の施工については、**設計図書**によるものとする。
3. 木レンガ舗装の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 請負人は、クッション砂及び敷きモルタルについては、転圧後に**設計図書**に示す厚さになるように均一に敷均さなければならない。
 - (2) 請負人は、木レンガの据付けについては、**設計図書**に示す表面勾配及び目地ラインが得られるように施工しなければならない。

7-3-7-11 石材系園路工

1. 石材系園路工の路盤の施工については、第3編3-2-6-7アスファルト舗装工及び第3編3-2-6-12コンクリート舗装工の規定による。
2. 請負人は、碎石舗装の施工については、碎石を均一に敷き均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、**設計図書**に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。
3. 平石張舗装、ごろた石張舗装、玉石張舗装、野面平石張舗装、修景割板石張舗装、割板石張舗装、小舗石張舗装、切板石張舗装、延段の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 請負人は、張りパターンについて**設計図書**に定めのない場合は、施工図を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

なお、施工図は、張り模様、縁石その他の工作物との取り合い及び伸縮目地を考慮し作成しなければならない。
 - (2) 請負人は、各舗装の施工については、設計意図を十分理解したうえで、施工しなければならない。
 - (3) 請負人は、張り模様については、修景的配慮をしなければならない。
 - (4) 請負人は、石を大小取り混ぜて施工する場合は、バランスよく組み合わせ、小さい石が多くならないように配慮しなければならない。
 - (5) 請負人は、石材系舗装のクッション砂及び敷きモルタルについては、**設計図書**に示す厚さになるように均一に敷均さなければならない。

- (6) 請負人は、モルタルによる化粧目地の幅、深さ及び目地モルタルの配合については、**設計図書**による仕様に仕上げなければならない。
- (7) 請負人は、舗装の表面が平滑になるように配慮し、**設計図書**に示す表面勾配を考慮しなければならない。
- (8) 請負人は、施工中、モルタルなどによって石の表面を汚さないように配慮し、施工後の養生を行わなければならない。
- (9) 請負人は、合端については、現場で加工・施工を行い、特に端部の納まりに配慮しなければならない。

7-3-7-12 樹脂系園路工

- 1. 樹脂系園路工の路盤施工については、第3編3-2-6-7アスファルト舗装工及び第3編3-2-6-12コンクリート舗装工の規定による。
- 2. 樹脂系舗装の表層の施工については、**設計図書**によるものとする。

7-3-7-13 園路縁石工

- 1. 園路縁石工の施工については、第3編3-2-3-5縁石工の規定によるもののほか、以下の各号の規定による。
 - (1) 請負人は、縁石ブロックについては、設置前に清掃し、基礎上に安定よく設置し、目地モルタルを充填しなければならない。
 - (2) 請負人は、縁石ブロックの目地幅及び目地モルタルの配合については、**設計図書**によらなければならない。
- 2. 請負人は、舗装止めの施工については、設置前によく清掃し、基礎上に安定よく設置しなければならない。
- 3. 植樹ブロックの施工については、上記1.縁石ブロックの規定による。
- 4. 擬石縁石の施工については、上記1.縁石ブロックの規定による。
- 5. レンガ縁石、木縁石、見切材（仕切材）の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 請負人は、レンガ縁石については、設置前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充填しなければならない。
 - (2) 請負人は、縁石の目地幅及び目地モルタルの配合については、**設計図書**によらなければならない。
- 6. ごろた石縁石、玉石縁石、野面石縁石、割石縁石、小舗石縁石、雑割石縁石、切石縁石の施工については、設計意図を十分理解したうえで、以下の各号の規定による。
 - (1) 請負人は、石材については、指定寸法でできる限り坐りのよいものを選び、天端及び見切線はその見通線上に凹凸のないように注意して据付けなければならない。

- (2) 請負人は、上ぎめの場合は、縁石の周囲を充分つき固めながら、天端及び見切線の見通線がずれないように注意して据付けなければならない。
- (3) 請負人は、石を大小取り混ぜて施工する場合は、バランスよく組み合わせなければならない。
- (4) 請負人は、雑割石縁石の施工にあたっては、合端を馴染みよく合わせるように配慮しなければならない。
- (5) 請負人は、施工中、モルタルなどによって石の表面を汚さないように配慮し、養生を行わなければならない。

7-3-7-14 区画線工

区画線工の施工については、第3編3-2-3-9区画線工の規定による。

7-3-7-15 階段工、公園橋工、デッキ工

階段工、公園橋工、デッキ工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート、第7編第3章第7節園路広場整備工及び第7編第3章第13節施設仕上げ工によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。

7-3-7-16 視覚障害者誘導用ブロック工

1. 請負人は、視覚障害者誘導用ブロックの施工については、施工前に施工図を作成し、監督員に**提出**しなければならない。
2. 視覚障害者誘導用ブロックの施工については、視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説第4章施工及びみんなのための公園づくり改訂版の規定による。

第8節 修景施設整備工

7-3-8-1 一般事項

1. 本節は、修景施設整備工として、石組工、添景物工、袖垣・垣根工、花壇工、トレリス工、モニュメント工、作業土工(床掘り・埋戻し)、流れ工、滝工、池工、洲浜工、壁泉工、カスケード工、カナル工その他これらに類する工種について定める。
2. 請負人は、修景施設整備工の施工に際しては、敷地の状況、その他公園施設との取合いを考慮しなければならない。
3. 請負人は、修景施設整備工の施工に際しては、設計意図を十分把握したうえで、施工しなければならない。

7-3-8-2 材料

1. 請負人は、修景施設整備工に使用する機能または意匠に関わる材料については、施工前に仕上がり見本品または性能・品質を証明する資料を監督

員に**提出**しなければならない。

2. 石材は、使用目的に合致した形状を有し、外観の良好なものとする。
3. 砂、砂利は粒のそろったもので、異種材及びきょう雑物を含まないものとする。
4. 請負人は、木材については、製材の日本農林規格及び針葉樹の構造用製材の日本農林規格による規格品とする。
なお、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得るものとする。
5. **設計図書**に示された寸法は、製材にあつては仕上がり寸法とし、素材にあたつては特に明示する場合を除き末口寸法とする。
6. 工場製品については、ひび割れ、その他損傷がないものとする。

7-3-8-3 石組工

1. 請負人は、自然石の配分及び配置については、材種形状、色合い、周囲との取り合い等に十分考慮しなければならない。
2. 請負人は、石組工の施工に際して、現地の状況等により、**設計図書**により難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
3. 請負人は、石の据付けについては、**設計図書**に定めのない場合は、石の位置、向き、深さ等について監督員と**協議**しなければならない。

7-3-8-4 添景物工

添景物工の施工については、第7編7-3-8-3石組工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。

7-3-8-5 袖垣・垣根工

袖垣・垣根工の施工については、**設計図書**によらなければならない。

7-3-8-6 花壇工

1. 花壇工の施工については、**設計図書**によらなければならない。
2. 花壇工の仕上げについては、第7編第3章第13節施設仕上げ工の規定によらなければならない。

7-3-8-7 トレリス工

トレリス工の施工については、**設計図書**によらなければならない。

7-3-8-8 モニュメント工

モニュメント工の施工については、**設計図書**によらなければならない。

7-3-8-9 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

7-3-8-10 流れ工

1. 請負人は、コンクリートの施工については、打継ぎ箇所における、シーリング材等の充填により水漏れ防止を行わなければならない。
2. 請負人は、防水の施工については、**設計図書**によるものとする。
3. 請負人は、防水の施工にあたって、防水シートを使用する場合は、接合部の**設計図書**に示す重ね合わせを十分行い、密着させなければならない。
4. 塗装仕上げ工、加工仕上げ工、左官仕上げ工、タイル仕上げ工、石仕上げ工の施工については、第7編第3章第13節施設仕上げ工の規定による。
5. 護岸の施工については、第7編7-1-8-10石積工の規定によるもののほか、**設計図書**による。

7-3-8-11 滝工、池工、州浜工、壁泉工、カスケード工、カナル工

滝工、池工、州浜工、壁泉工、カスケード工、カナル工の施工については、第7編7-3-8-10流れ工の規定による。

第9節 遊戯施設整備工

7-3-9-1 一般事項

1. 本節は、遊戯施設整備工として、遊具組立設置工、作業土工（床掘り・埋戻し）、砂場工、現場打遊具工その他これらに類する工種について定める。
2. 請負人は、遊戯施設整備工の施工に際しては、敷地の状況、その他公園施設との取合いを考慮しなければならない。
3. 請負人は、遊具の引渡し時において、以下に示す項目や情報などが記された資料を管理者に**提出**しなければならない。また必要に応じ、「公園施設団体賠償責任保険加入証」または、これに相当する証の写しを**提出**しなければならない。
 - ・製品の名称及び識別番号
 - ・設置日または納入日
 - ・製品仕様
 - ・利用対象年齢
 - ・標準使用期間及び保証年数
 - ・消耗部材とその推奨交換サイクル
 - ・保守及び点検についての情報
 - ・日常点検表
4. メーカー等が遊具の部品（修繕などに使用される部品）だけを提供する場合は、施工者が正確に施工し、遊具の安全性を確保するための資料・情報の提供を必要に応じて行う。ただし、部品の施工についての責任は施工者が負うものとする。

7-3-9-2 材料

1. 金属材料については、**設計図書**によるものとする。ただし、**設計図書**に示されていない場合は、以下の事項により施工しなければならない。(1) 鉄鋼系

一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
一般構造用炭素鋼管	JIS G 3444
配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452
一般構造用角形鋼管	JIS G 3466
ねずみ鋳鉄品	JIS G 5501
球状黒鉛鋳鉄品	JIS G 5502
その他鋼材	JIS規格品またはこれと同等以上の品質を有するもの

(2) ステンレス系

一般配管用ステンレス鋼鋼管	JIS G 3448
ステンレス鋼棒	JIS G 4303
冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯	JIS G 4305
その他ステンレス鋼材	JIS規格品またはこれと同等以上の品質を有するもの

(3) 非鉄金属系

アルミニウム合金の板及び条	JIS H 4000
アルミニウム合金継目無管	JIS H 4080
その他非鉄金属系	JIS規格品またはこれと同等以上の品質を有するもの

(4) かすがい、丸釘、ボルト、ナット、座金等の金具類は、日本工業規格または、これと同等以上の品質を有するものとする。また、ボルトには座金を使用するものとする。

(5) 遊具器具の継手類及び主要部分の鋳造による金具類は、日本工業規格または、これと同等以上の品質を有するものとする。

球状黒鉛鋳鉄品	JIS G 5502
可鍛鋳鉄品	JIS G 5705

(6) 金属材は、じんあい、油類等の異物で汚損しないようにするとともに、必要に応じて防蝕の方法を講じるものとする。

2. 木材料については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 木材については、製材の日本農林規格及び針葉樹の構造用製材の日本農林規格による規格品とする。

なお、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得る

ものとする。

(2) 木材の仕上げ、程度、付属金物の塗装仕様、詳細部の加工仕様については**設計図書**によるものとする。

(3) 木材は**設計図書**に特に表示がない限り、加圧式防腐処理（木材防腐剤はJIS K 1570、処理方法はJIS A 9002に適合するもの）でなければならない。

(4) 木材に用いる接着剤は原則として、JIS K 6804（酢酸ビニル樹脂エマルジョン木材接着剤）によらなければならない。ただしやむを得ない場合は、その材料に適した他の接着剤を使用することができるものとする。

(5) 構造材は心持材とし、造作材は心去材を用いなければならない。

3. 石材については、種類、品質、規格、仕上げ等は**設計図書**によらなければならない。

4. 強化プラスチック（FRP）材については、以下の各号の規定による。

(1) 樹脂は、不飽和ポリエステル樹脂 JIS K 6919の規格品または同等品以上とする。

(2) ガラス繊維は、JIS R 3412の規格に適合する無アルカリ性のものとする。

5. 工場製品については、ひび割れ、その他損傷のないものとする。

6. 工場製品は、製作所の商標記号及び製造年月を表示したものとする。

7. 砂場工に用いる砂は、粘土、ごみ、有機物が混入しない良質なものとする。

7-3-9-3 遊具組立設置工

1. 請負人は、遊具の製作、組立、建込み、基礎の施工にあたっては、「**都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）**」に準じ、遊具の安全領域、歩行動線、設置面の状態、遊具本体の安全性に特に注意しなければならない。

2. 請負人は、遊具の建込みについては、計画設置高に注意し、ひずみ、ゆがみ、振れのないように支保工、仮溶接等により固定し建込んだ後、監督員の**確認**を受け、基礎固めを行わなければならない。また、コンクリートの硬化までは、十分な養生をしておかななければならない。

3. 請負人は、遊具のコンクリート基礎の施工については、利用者の危険防止のために面取りを行うとともに、金属製遊具の支柱地際部分は、腐食防止のためのウレタン樹脂系塗装やシリコン樹脂系塗装など**設計図書**によるものとする。

4. 請負人は、遊具のボルト、ナットまたは軸による接合の場合は、座金を

入れ、ゆるみのないよう締め付け、止めねじ、ワリピン等を用いて固定しなければならない。

5. 請負人は、遊具の施工に際し、安全上必要な箇所については、ダブルナット、Uナットまたは袋ナットを使用しなければならない。
6. 請負人は、ロープ、ネット等の結び目、結合部は、見え良く、堅固に取付けなければならない。
7. 請負人は、遊具の塗装については、第7編7-3-13-3 塗装仕上工の規定によるものとする。

なお、コンクリート埋込み部は、塗装しないものとする。

8. 遊具の木工事については、以下の各号の規定による。
 - (1) 請負人は、見え掛り部分のかんな削り仕上げとし、とげ、ばり等がないように平滑に仕上げなければならない。
 - (2) 請負人は、継手の施工については、特に定めない限り、構造的に応力が低下しないよう配置に留意しなければならない。
 - (3) 請負人は、木材のボルトを通す穴の施工については、使用するボルト径+3mmを越えてはならない。
 - (4) 請負人は、継手及び仕口の明示のない場合は、監督員と協議しなければならない。
 - (5) 請負人は、ボルトを隠すための埋木の施工については、接着剤で取れないように施工しなければならない。
 - (6) 請負人は、材質、含水量、防腐処理等について安全な材料の選択を行い、接合部については、特に堅固に施工しなければならない。
9. 請負人は、遊具の設置個所及びその周囲において、危険防止のため地表面下とも、がれき等の障害物を除去した後、水はけ良く地ならしして十分転圧しなければならない。
10. 請負人は、遊具の施工については、設置から工事完了までの期間、危険防止のため、仮囲いをするなど適切な対策を講じなければならない。
11. 遊具には、①神戸市公園施設標準図集による設置年月日等を記入した施設プレート②利用対象年齢を表示したシール(プレート)、③製造業社名、製造年月日、製造番号を記入した製造表示ラベルを利用者・公園管理者の見やすく、利用上支障のないところに取り付けなければならない。

7-3-9-4 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編3-2-3-3 作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。

7-3-9-5 砂場工

1. 砂場工の仕上げについては、第7編第3章第13節施設仕上げ工の規定による。
2. 請負人は、砂場工の施工については、仕上げ面は平滑に仕上げ、角は十分な丸味を付け、安全性に留意しなければならない。

7-3-9-6 現場打遊具工

1. 現場打遊具工の仕上げについては、第7編第3章第13節施設仕上げ工の規定による。
2. 請負人は、現場打遊具工の施工に際し、仕上げ面は平滑に仕上げ、角は十分な丸味を付け、安全性に留意しなければならない。

第10節 サービス施設整備工

7-3-10-1 一般事項

1. 本節は、サービス施設整備工として水飲み場工、ベンチ・テーブル工、野外炉工、サイン施設工その他これらに類する工種について定める。
2. 請負人は、サービス施設整備工の施工については、敷地の状況、その他公園施設との取合いを考慮しなければならない。

7-3-10-2 材料

サービス施設整備工で使用する材料は、第7編7-3-9-2材料の規定による。

7-3-10-3 水飲み場工

水飲みの仕上げについては**設計図書**によるものとする。ただし、**設計図書**に示されていない場合は、第7編第3章第13節施設仕上げ工の規定によるものとする。

7-3-10-4 ベンチ・テーブル工

1. 請負人は、ベンチ及びスツールの施工については、前面の足元地盤は、水はけ良く地ならしして、十分転圧しなければならない。
2. 請負人は、野外卓の施工については、テーブル板及び腰掛け板は、水平に取付けなければならない。また野外卓のテーブル板及び腰掛け板の取付けは、丸釘またはボルトで堅固に取り付け、表面を平滑に仕上げなければならない。

7-3-10-5 野外炉工

1. 請負人は、野外炉工の施工については、**設計図書**によらなければならない。
2. 請負人は、野外炉工の仕上げについては、**設計図書**によるものとし、これに示されていない場合は、第7編第3章第13節 施設仕上げ工の規定

による。

7-3-10-6 サイン施設工

請負人は、サイン施設工の施工については、**設計図書**に示す高さに設置し、水平・垂直になるように施工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。

第11節 管理施設整備工

7-3-11-1 一般事項

1. 本節は、管理施設整備工として、ごみ施設工、門扉工、柵工、車止め工その他これらに類する工種について定める。
2. 請負人は、管理施設整備工の施工については、敷地の状況、その他公園施設との取合いを考慮しなければならない。

7-3-11-2 材料

1. 管理施設整備工で使用する材料は、第7編7-3-9-2材料の規定によるもののほか、以下の各号の規定による。
 - (1) ネットフェンスの構成部材は JIS A 6518 (ネットフェンス構成部材) によるものとし、種類寸法等は**設計図書**によるものとする。
 - (2) ひし形金網は JIS G 3552 (ひし形金網) の規格品とし、種類寸法等は、**設計図書**によるものとする。
2. 焼丸太は、杉または桧とし、側面及び天端を焼きワイヤブラシ等で表面を磨いたものとする。
3. ロープ及びチェーン等の製品は、損傷のないものとする。

7-3-11-3 ごみ施設工

1. 請負人は、くず箱、吸殻入れの施工については、**設計図書**に示す高さに設置し、水平・垂直になるように施工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。
2. ごみ置場の仕上げについては、第7編第3章第13節施設仕上げ工の規定による。

7-3-11-4 門扉工

門扉の施工については、第7編7-3-11-5柵工の規定によらなければならない。

7-3-11-5 柵工

1. フェンスの施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 請負人は、基礎の施工については、地盤高と天端仕上げ高に合わせ突き固め、曲がり及びねじれのないように取り付けなければならない。

(2) 請負人は、コンクリートブロック基礎の施工については、コンクリートブロックに支柱を建て込み、モルタルまたはコンクリートにより充填し、基礎上部は金ゴテ仕上げとし中高に仕上げなければならない。

(3) 請負人は、現場打コンクリート基礎の施工については、基礎上部は金ゴテ仕上げとし中高に仕上げなければならない。

なお、現場打コンクリート基礎にあらかじめ箱抜きをする場合は、コンクリートブロック基礎の規定によらなければならない。

(4) 請負人は、フェンスの建て込みについては、溶接箇所等における、曲がり、ねじれが起きないように施工しなければならない。

(5) 請負人は、フェンス固定部分の施工については、緩みのないように堅固に締め付け、金網及びパネル等は、たるみ及びゆがみのないように取り付けなければならない。

(6) 請負人は、フェンスの笠木及び支柱等のねじ部の施工については、袋ナットを用いない場合余ったねじ胴部の切断処理を行わなければならない。

2. 請負人は、ロープ柵の施工に際し、緩みのないように柱3本に1本の割合でロープを1巻きさせなければならない。また、杭の曲がり及び端部は、控え等を入れて補強しなければならない。

3. 請負人は、チェーン柵の施工に際し、チェーンの固定部分は、堅固に取り付けなければならない。

7-3-11-6 車止め工

1. 請負人は、車止めの設置位置については、**設計図書**によるものとし、これに示されない場合または、現地の状況により位置に支障がある場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

2. 請負人は、車止めの施工については、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにするとともに、既設舗装及び既設縁石に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、指し金の向きについては、歩行者動線の邪魔にならないよう考慮しなければならない。

第12節 建築施設組立設置工

7-3-12-1 一般事項

1. 本節は建築施設組立設置工として四阿工、パーゴラ工、シェルター工、便所工、倉庫工その他これらに類する工種について定める。

2. 建築施設組立設置工の組立設置については、公共建築工事標準仕様書(建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編)の規定による。

3. 建築施設組立設置工の設備については、第7編第3章第3節給水設備工、第7編第3章第4節雨水排水設備工、第7編第3章第5節污水排水設備工、第7編第3章第6節電気設備工の規定による。

7-3-12-2 材料

1. 建築施設組立設置工に使用する材料については、以下の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

JIS A 5001 (道路用碎石)

JIS A 5006 (割栗石)

JIS A 5508 (くぎ)

JIS K 6807 (木材用ホルムアルデヒド系樹脂接着剤の一般試験方法)

JIS K 6804 (酢酸ビニル樹脂エマルジョン木材接着剤)

JIS K 6919 (繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂)

JIS R 3412 (ガラスロービング)

2. 工場製品については、製作所の商品記号などを刻印したものとする。
3. 木材については、製材の日本農林規格及び針葉樹の構造用製材の日本農林規格による規格品とする。

なお、これにより難い場合は、監督員の**承諾**を得るものとする。

4. 木材については、加圧式防腐処理（木材防腐剤はJIS K 1570、処理方法はJIS A 9002に適合するもの）による防腐処理品とし、経口毒性及び経皮毒性などが安全と認められているものを使用するものとする。
5. ボルト、ナットについては、JIS製品を使用し、ボルトには座金を使用するものとする。
6. 樹脂については、JIS K 6919（繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂）の規格品または、これと同等以上の品質を有するものとする。
7. ガラス繊維については、JIS R 3412（ガラスロービング）の規格品に適合する無アルカリ性のものとする。
8. 屋根材、屋根下地用ルーフィング、その他付属材料については、**設計図書**によらなければならない。

7-3-12-3 四阿工

1. 請負人は、四阿基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、タンパ等で十分突き固めなければならない。
2. 請負人は、四阿設置の施工にあたり、以下の事項により施工しなければならない。
(1) 請負人は、設置位置については、監督員の**承諾**を得なければならない。

(2) 請負人は、床面に水たまりを生じないように勾配をつけなければならない。

(3) 請負人は、仕上げの色合いについては、見本帳または見本塗り板を作成し、監督員の**承諾**を得なければならない。

3. 四阿の木材使用については、以下の各号の規定による。

(1) 請負人は、見え掛かり部分について現場での仕上げが必要な場合は、すべて荒削りまたは、機械、かんな削りのうえ、仕上げ削りをしなければならない。

(2) 請負人は、継手については、特に定めのない限り、乱に配置しなければならない。

(3) 請負人は、見え掛かり面の釘打ちについては、隠し釘打ちを標準としなければならない。

(4) 請負人は、継手及び仕口については、**設計図書**に示されていない場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。

(5) 請負人は、ボルトを隠すための埋木については、欠け、割れ、ひびなどが無い部材と同じ材質の材料を使用し、接着剤を塗布し、すき間なく打ち込み、表面を平滑に仕上げなければならない。

(6) 請負人は、表面の仕上げについては、特に平滑に仕上げ、とげなどが出ないように注意しなければならない。

(7) 請負人は、木材の端部及び角部の面取りについて、**設計図書**に示されていない場合は、面取りの大きさを監督員と**協議**しなければならない。

(8) 請負人は、上部構造部の金具類については、堅固に取り付け、ボルト締めは、ゆるみなく締め付けなければならない。

(9) 請負人は、コンクリート柱などの上部と木部の桁、梁との取り合わせ部について、雨水が溜まらないようにモルタルで勾配をつけなければならない。

(10) 請負人は、竹材を使用する場合は、節止めとしなければならない。

4. 四阿の鋼材使用については、以下の各号の規定による。

(1) 請負人は、端部の処理については、面取りなどの必要な加工をしなければならない。

(2) 請負人は、部材の組み立てに先立ち、仕上がり材に曲がり、ねじれ、反りなどが生じないように注意しなければならない。

(3) 請負人は、ボルトの締め付けについては、ナットの回転量について部材を損傷しないよう注意し、締め過ぎないようにしなければならない。

(4) 請負人は、組み立てに際して行う現場溶接はできる限り少なくするよ

う工夫し、やむを得ず現場で溶接を行う場合は、変形を少なくするため、適当な収縮量を見込み、また、逆ひずみや拘束を与えて仕上がり寸法及び形状を正確に保つようにしなければならない。

- (5) 請負人は、部材を受け台に置き、曲げ、ねじれを与えないように留意し、支障が生じた場合は、組み立てに先立ち、修正しなければならない。
- (6) 請負人は、組み立てについては、風圧やその他荷重に対して安全に施工できるように仮設の筋交いなど、必要な支保を行い、補強しなければならない。
- (7) 請負人は、仕上がり箇所の見え掛かり部分について、**設計図書**に示されていない場合は、サンダー仕上げをしなければならない。
- (8) 請負人は、必要に応じて、ポリエチレンフィルム、はく離ペイントなどで養生を行い、現場に搬入しなければならない。
- (9) 請負人は、施工時及び現場設置後もできる限り養生材を装着したままにし、出隅など損傷のおそれがある部分は、必要に応じてあて板などで更に補強しなければならない。

7-3-12-4 パーゴラ工

パーゴラ基礎、パーゴラ設置、パーゴラ設備の施工については、第7編3-12-3 四阿工の規定による。

7-3-12-5 シェルター工

シェルター基礎、シェルター設置、シェルター設備の施工については、第7編3-12-3 四阿工の規定による。

7-3-12-6 便所工

- 1. 便所基礎、便所設置、便所設備の施工については、第7編7-3-12-3 四阿工の規定による。
- 2. 請負人は、便所のサインについては、**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

7-3-12-7 倉庫工

倉庫基礎、倉庫設置、倉庫設備の施工について、第7編7-3-12-3 四阿工の規定による。

第13節 施設仕上げ工

7-3-13-1 一般事項

- 1. 本節は施設仕上げ工として、塗装仕上げ工、加工仕上げ工、左官仕上げ工、タイル仕上げ工、石仕上げ工その他これらに類する工種について定める。

2. 請負人は、現場塗装の施工管理区分については、**設計図書**によらなければならない。
3. 請負人は、塗装の仕様については、**設計図書**によらなければならない。
4. 請負人は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。

7-3-13-2 材料

1. 施設仕上げ工の材料については、**公共建築工事標準仕様書(建築工事編)**10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事の規定による。
2. 塗装仕上げの材料については、以下の各号の規定による。
 - (1) 請負人は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また請負人は、**設計図書**に示されていない場合は、工事着手前に色見本を作成し、監督員の**承諾**を得なければならない。
 - (2) 請負人は、塗料を直射日光を受けない場所に保管し、その取扱は関係諸法令、諸法規を遵守して行わなければならない。

なお、開缶後は、十分に攪拌したうえ、すみやかに使用しなければならない。
 - (3) 請負人は、多液型塗料を使用する場合、混合の際の混合割合、混合法、混合塗料の状態、使用時間などについて使用塗料の仕様を遵守しなければならない。
 - (4) 請負人は、塗料の有効期限をジンクリッチペイントの亜鉛粉末製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。
3. 請負人は、仕上げに使用する材料については、施工前に品質証明書を作成し、監督員の**承諾**を得なければならない。また、塗装仕上げについては、各塗装工程の塗料は同種で、原則として同一製造所の製品としなければならない。
4. 請負人は塗装仕上げに使用する材料の色については、製造所の工場調色としなければならない。ただし、使用量が少ない場合または、塗装工程上の色変えの場合には、同一製造所の塗料を使用し、現場調色とするものとする。
5. 請負人は、塗装仕上げに使用する材料の搬入については、開封しないま

ま現場に搬入しなければならない。

6. 請負人は、有機質系材料の保管については、高温及び直射日光をさけ、室温が5℃以下にならないようにしなければならない。
7. 請負人は、仕上げ塗材の材料については、製造後、6ヶ月以上経過したものを使用してはならない。
8. 請負人は、塗装仕上げに使用する材料については、施工前に見本帳及び見本塗り板を作成し、監督員の**承諾**を得なければならない。ただし、使用量が少ない場合は、監督員の**承諾**を得て、同一製造所の塗料を使用し、現場調合とするものとする。
9. 請負人は、塗装仕上げの下塗りの材料については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
10. 請負人は、吹付仕上げの材料については、JIS規格品とし、種類、塗り厚及び塗りつけ量は**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
11. 請負人は、マスチック塗材については、製造所において調合されたものを使用しなければならない。
12. 請負人は、シーラー、セメント系下地調整塗材、仕上げ材については、主製造所の指定するものとしなければならない。
13. タイル仕上げに使用するタイルについては、JIS A 5209（陶磁器質タイル）の規格品とし、形状が正確で、色調、硬度が一様であり、傷などの欠点がないものとする。
14. タイル仕上げに使用するタイルについては、形状寸法、色合いなどは**設計図書**によるものとし、これに示されていない場合は、監督員の**承諾**を得るものとする。

7-3-13-3 塗装仕上げ工

1. 素地ごしらえ、さび止めペイント塗り、合成樹脂調合ペイント塗り、溶剤形ビニル系塗料塗り、オイルステインワニス塗りについては公共建築工事標準仕様書(建築工事編)第18章塗装工事の規定による。
2. 塗装仕上げの施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 請負人は、塗装面に損傷、汚染を与えないよう注意し、また、塗装箇所周辺、床などにあらかじめ養生をしなければならない。
 - (2) 請負人は、原則として下塗は白色、中塗りは白色または、上塗り色に類似した色調としなければならない。また、不透明塗料について、監督員の**指示**がある場合は、下塗、中塗りの工程は、上塗りと異なった色に

よって塗り分けなければならない。

- (3) 請負人は、仕上げの色合いについては、見本帳または見本塗り板を作成し監督員の**承諾**を得なければならない。
- (4) 請負人は、被塗物は十分乾燥させた後塗装し、上塗り前に、上塗りまでの工程について、**設計図書**に関して監督員に**承諾**を得た後、塗斑なく、塗膜厚が均等になるよう塗り上げなければならない。
- (5) 請負人は、塗装の乾燥期間内に次の工程に移ってはならない。
- (6) 請負人は、塗布量については平らな面に付着させる塗料の量を標準量としなければならない。

なお、塗料の標準量は、薄める前の塗料の量としなければならない。

- (7) 請負人は、うすめ液塗布材については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
 - (8) 請負人は、塗装面の保護については、完全に乾燥するまで必要に応じ、縄張り、柵などを設置し、「ペンキ塗りたて」などの表示を行わなければならない。
 - (9) 請負人は、塗料を使用直前に良くかき混ぜ、必要に応じて小分けして塗装しなければならない。
 - (10) 請負人は、火気に注意し、爆発、火災等の事故を起こさないようにしなければならない。また、塗料をふき取った布、塗料の付着した布片などで、自然発火を起こすおそれのあるものは作業終了後速やかに処置しなければならない。
 - (11) 請負人は、塗り方については、塗料に適した工法とし、以下のいずれかにより、色境、隅々などは乱さないよう十分注意し、区画線を明確に塗り分けなければならない。
 - ① 請負人は、はけ塗りについては、はけを用い、はけ目正しく一様に塗らなければならない。
 - ② 請負人は、吹付塗りについては、塗装用スプレーガンを用い、ガンの種類、口径及び空気圧は、用いる塗料の性状に応じて、適切なものを選び吹きむらのないよう一様に塗らなければならない。
 - ③ 請負人は、ローラーブラシ塗りについては、ローラーブラシを用い、隅、ちり周りなどは小ばけまたは専用ローラーを用い全面が均一になるように塗らなければならない。
3. 請負人は、研磨紙ずり及び水研ぎの施工については、下層塗膜及びパテが硬化乾燥した後、各層毎に研磨紙または耐水研磨紙で素材の長手方向に、

下層の塗膜を研ぎ去らないように注意して研がなければならない。

4. 請負人は、穴埋めについては、深い穴、大きなすき間などに穴埋め用パテなどをへらまたはこてで押し込み埋めなければならない。
5. 請負人は、パテ飼いについては、面の状況に応じて、面のくぼみ、すき間、目違いなどの部分に、パテをへらまたはこてでなるべく薄く拾い付けなければならない。
6. 請負人は、パテしごきについては、穴埋め、パテ飼いの工程を行った後、研磨紙ずりを行い、パテ全面にへら付けし、表面に過剰のパテを残さないよう、素地が現れるまで十分しごき取らなければならない。
7. 請負人は、パテ付け、下地パテ付けについては、パテ飼い、研磨紙ずりの後、表面が平らになるまで全面にパテを塗りつけ、乾燥後、研磨紙ずりを行う工程を繰り返さなければならない。
8. 請負人は、塗装については原則として以下の場合行ってはならない。
なお、やむを得ず塗装しなければならない場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
 - (1) 気温が5℃以下、湿度が85%以上の時または、換気が適当でなく、結露するなど塗料の乾燥に不適当な場合、やむを得ず塗装を行う場合は、採暖、換気などの養生を行わなければならない。
 - (2) 降雪雨の場合または塗料の乾燥前に降雪雨のおそれのある場合。
 - (3) 塗膜乾燥中に異物の付着が予想される場合。
 - (4) 被塗物が湿ったりまたは結露している場合。
 - (5) 炎天下で塗被表面の温度が高く、塗膜に泡を生じるおそれのある場合。
 - (6) コンクリートの亀裂などにより、漏水している場合。
 - (7) その他監督員が特に不適当と認めた場合。
9. 各部材の塗装については、以下の事項による。

(1) 木部

① 素地ごしらえ

- (イ) 汚れ及び付着物は、素地を傷つけないように除去しなければならない。
- (ロ) 油類及びやにの処理は、溶剤ぶきとする。
- (ハ) かな目、逆目、けば等は、研磨紙ずりを行わなければならない。
- (ニ) 節及びその周辺は、セラックニス類塗りとしなければならない。
- (ホ) 塗替工事では亀裂、穴、隙間、くぼみ等をパテ等を用いて穴埋めした後、パテ面は研磨紙ずりしなければならない。

② 合成樹脂調合ペイント塗り (SOP塗り)

塗装はJIS K 5516（合成樹脂調合ペイント）1種を用い、原則として、3回塗りしなければならない。

③ オイルステイン塗り（OS塗り）

（イ）着色、色むら直しは油性オイルステインの2回塗りとし、その材質は変色しにくく、塗料に有害な作用を及ぼさず、またその密着を妨げないものでなければならない。

（ロ）色押さえは、セラックニス類1種で行わなければならない。

（2）鉄部（めっき面は除く）

① 素地ごしらえ

処理の程度は、完全に固着している黒皮は残るが、明らかに金属光沢が出る程度まで行わなければならない。

② 合成樹脂調合ペイント塗り（SOP塗り）

（イ）塗装は錆止め塗装のうえ、原則として2回塗りとする。

（ロ）錆止めは**設計図書**または監督員の**指示**により使用しなければならない。

（ハ）中塗、上塗は、JIS K 5516（合成樹脂調合ペイント）1種を使用しなければならない。

③ メラミン焼付け塗装

（イ）鉄部防錆処理のうえ、下地処理（メラミン樹脂塗料用プライマー）を行わなければならない。

（ロ）次に、中塗（メラミン樹脂用サーフェサー）、上塗（メラミン樹脂塗料2回塗り）を行わなければならない。

（ハ）焼付けは、 $120^{\circ}\text{C} \pm 10^{\circ}\text{C}$ で30分 $\pm$ 10分行わなければならない。

④ 亜鉛めっき塗装

亜鉛めっき塗装は、原則として溶融亜鉛めっき法により、JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）の規格に基づき行わなければならない。

（3）亜鉛めっき面

① 素地ごしらえとして、素地面は、JIS K 5633（エッチングプライマー）1種の1回塗りとし、塗布後2時間以上8時間以内に錆止めペイント（（2）②の錆止め塗装を適用する）を塗布しなければならない。

② 中塗、上塗については（2）②合成樹脂調合ペイント塗り（SOP塗り）を適用するものとする。

（4）コンクリート・モルタル面の塗装等

① 素地ごしらえ

（イ）素地は十分乾燥させ、汚れや付着物は、ブラシ、研磨紙及び布等

により除去し、必要に応じて水洗いしなければならない。

(ロ) 亀裂、ピンホール、くぼみ等は、セメントフィラーにより処理し、7日以上放置しなければならない。

② 溶剤形ビニル系塗料塗り (V P 塗り)

(イ) 原則として、下塗、中塗、上塗の3回塗りしなければならない。

(ロ) 下塗、中塗、上塗は以下の塗料とし、**設計図書**あるいは監督員の**指示**により使用しなければならない。ただし、中塗及び上塗は同じ塗料でなければならない。

JIS K 5582 (塩化ビニル樹脂エナメル) 1種

7-3-13-4 加工仕上げ工

1. 石材加工仕上げ、コンクリート加工仕上げについては**公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)** 10章 石工事、15章 左官工事の規定による。

2. のみ切り仕上げは、荒こぶ取りした石の表面をさらにノミによって大きく高い山をはつり取っていく加工のこととする。

荒こぶ取りは、玄能払いともいい、石材の種類、性質、または石の目の間隔で、割肌に著しい高低や凹凸があった場合、ノミによって大きな山を切り崩し、荒石の表面を荒ならしする程度の加工のこととする。

びしゃん仕上げは、中ノミ切り程度の表面をビシャンという道具で叩いて小山をつぶし、さらに平滑に仕上げること。また、機械挽きで生じた平坦面をビシャンで叩くことで、粗面にする加工のこととする。

小たたき仕上げは、ビシャンたたきをした石の表面を両刃という工具で1～2mmの平行線の筋がつくように均等に叩いて、さらに表面を細かく仕上げる加工のこととする。

あらみがきは、ビシャン仕上げまたは機械切りの上に研磨機を用いて磨いた比較的粗面でつやのない仕上げのこととする。

水みがきは、小たたきまたはビシャン仕上げしたものに研磨剤と砥石またはグラインダーで磨く仕上げのことで、素地が磨けているがつやの出る手前の状態の仕上げのこととする。

本みがきは、つや出し粉を散布し、光沢を発揮している状態の仕上げのことを本みがきのつや出し仕上げとし、つや出し粉を用いずに磨いた場合はつや消しとする。

3. コンクリート加工仕上げの施工については、**設計図書**及び監督員の**指示**がない場合は、以下の各号の規定による。

(1) はつり仕上げは、コンクリート面の表面仕上げの工法の1つで、ブレーカー及びこれに類する工具により、コンクリート面に対し鋭角に切削

して仕上げることで、この場合深さは5～10mm程度とする。

つつき仕上げは、コンクリートの表面仕上げの工法の1つで、トンボまたは、これに類する工具により、コンクリート面に対し直角に切削して仕上げることで、この場合深さは3～5mm程度とする。

(2) 請負人は、コンクリートつつき仕上げの出来形寸法については、仕上げ以前の寸法としなければならない。

7-3-13-5 左官仕上げ工

1. 化粧目地切り、コンクリート金ゴテ仕上げ、コンクリートハケ引き仕上げ、モルタル金ゴテ仕上げ、モルタルハケ引き仕上げ、防水モルタル塗り、タイル下地モルタル塗りについては、**公共建築工事標準仕様書（建築工事編）**15章左官工事の規定による。
2. 請負人は、人造石研ぎ出し、人造石洗い出しの種石の種類、顔料については、**設計図書**によるものとし、これに示されていない場合は、施工前に材料見本及び仕上げの程度が判別できる見本を監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。
3. 請負人は、人造石研ぎ出しの施工については、原則として機械研ぎとし、最終研ぎ出しは砥石を用い、目つぶし、のろがけを繰り返して、仕上げ面のピンホールがないよう、滑らかに仕上げなければならない。
4. 請負人は、人造石洗い出しの施工については、上塗りの後、ブラシで種石面ののろをふき取り、石並びを調整した後、水引具合を見計らいながら水を吹き付けて洗い出し、仕上げなければならない。

7-3-13-6 タイル仕上げ工

1. 床タイル張り、床モザイクタイル張り、床クリンカータイル張り、壁タイル張り、やく物タイル張り、レンガタイル張りについては、**公共建築工事標準仕様書（建築工事編）**11章タイル工事の規定による。
2. 床タイル張り、床モザイクタイル張り、壁タイル張り、やく物タイル張り、レンガタイル張りの養生と清掃については、以下の各号の規定による。
 - (1) 請負人は、強い直射日光、風、雨などにより損傷を受けるおそれのある場合は、シートを張るなどして養生を行わなければならない。
 - (2) 請負人は、タイル張り終了後、タイル表面を傷めないように清掃し、汚れを取り除かなければならない。やむを得ず清掃に酸類を用いる場合は、清掃前に十分水湿しをし、酸洗い後は直ちに水洗いを行い、酸分が残らないようにしなければならない。

なお、金物類には、酸類が掛からないように養生を行わなければならない。

7－3－13－7 石仕上げ工

1. 石仕上げ工については、第7編7－3－7－11石材系園路工の規定による。
2. 請負人は、乱形平石張りの施工については、石材に加工を加えながら、石相互のなじみ、高さを揃えて目地入れ作業を行い、仕上げなければならない。
3. 請負人は、方形平石張りの施工については、石材に加工を加えながら、石相互のなじみ、高さを揃え、目地幅は整形とし、目地入れ作業を行い仕上げなければならない。